

## 1. 平成21年第2回郡上市議会定例会議事日程(第1日)

平成21年3月2日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 平成21年度の施政方針について
- 日程4 議案第6号 郡上市教育委員会委員の任命について
- 日程5 議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程6 議案第8号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程8 議案第10号 郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程9 議案第11号 郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程10 議案第12号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について
- 日程11 議案第13号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について
- 日程12 議案第14号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第15号 郡上市史編さんに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第16号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第17号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第18号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第19号 郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第20号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第21号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第22号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第23号 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程22 議案第24号 郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程23 議案第25号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第26号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第27号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について

- 日程26 議案第28号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程27 議案第29号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程28 議案第30号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程29 議案第31号 平成20年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程30 議案第32号 平成20年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程31 議案第33号 平成20年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程32 議案第34号 平成20年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程33 議案第35号 平成20年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程34 議案第36号 平成20年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（第2号）について
- 日程35 議案第37号 平成20年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程36 議案第38号 平成20年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程37 議案第39号 平成20年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程38 議案第40号 平成20年度郡上市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程39 議案第41号 平成20年度郡上市病院事業等会計補正予算（第3号）について
- 日程40 議案第42号 平成21年度郡上市一般会計予算について
- 日程41 議案第43号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程42 議案第44号 平成21年度郡上市老人保健特別会計予算について
- 日程43 議案第45号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程44 議案第46号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程45 議案第47号 平成21年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程46 議案第48号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程47 議案第49号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程48 議案第50号 平成21年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程49 議案第51号 平成21年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程50 議案第52号 平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程51 議案第53号 平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程52 議案第54号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程53 議案第55号 平成21年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程54 議案第56号 平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について

- 日程55 議案第57号 平成21年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程56 議案第58号 平成21年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
- 日程57 議案第59号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程58 議案第60号 平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程59 議案第61号 平成21年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程60 議案第62号 平成21年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程61 議案第63号 平成21年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程62 議案第64号 平成21年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程63 議案第65号 平成21年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程64 議案第66号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程65 議案第67号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程66 議案第68号 郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について
- 日程67 議案第69号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程68 議案第70号 郡上市白鳥ふれあい農園の指定管理者の指定について
- 日程69 議案第71号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
- 日程70 議案第72号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について
- 日程71 議案第73号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について
- 日程72 議案第74号 郡上市高鷲ふれあい農園の指定管理者の指定について
- 日程73 議案第75号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程74 議案第76号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程75 議案第77号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について
- 日程76 議案第78号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について
- 日程77 議案第79号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程78 議案第80号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程79 議案第81号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程80 議案第82号 郡上市八幡林業センターの指定管理者の指定について
- 日程81 議案第83号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について

- 日程 82 議案第84号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について
- 日程 83 議案第85号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程 84 議案第86号 郡上市白鳥道の駅施設の指定管理者の指定について
- 日程 85 議案第87号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程 86 議案第88号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程 87 議案第89号 郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程 88 議案第90号 郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理者の指定について
- 日程 89 議案第91号 郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定について
- 日程 90 議案第92号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
- 日程 91 議案第93号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程 92 議案第94号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程 93 議案第95号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程 94 議案第96号 郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程 95 議案第97号 郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定について
- 日程 96 議案第98号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程 97 議案第99号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
- 日程 98 議案第100号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について
- 日程 99 議案第101号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程100 議案第102号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程101 議案第103号 ウイングハウスの指定管理者の指定について
- 日程102 議案第104号 みずほ園の指定管理者の指定について
- 日程103 議案第105号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程104 議案第106号 郡上市高鷲福祉交流センターの指定管理者の指定について
- 日程105 議案第107号 すみれ作業所の指定管理者の指定について
- 日程106 議案第108号 郡上市八幡デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程107 議案第109号 郡上市八幡おなび生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程108 議案第110号 郡上市大和保健福祉センターやまつつじの指定管理者の指定について
- 日程109 議案第111号 郡上市白鳥デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 日程110 議案第112号 郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山の指定管理者の指定について
- 日程111 議案第113号 郡上市白鳥東部デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程112 議案第114号 郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑の指定管理者の指定について
- 日程113 議案第115号 郡上市美並健康福祉センターさつき苑の指定管理者の指定について
- 日程114 議案第116号 郡上市明宝デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程115 議案第117号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程116 議案第118号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程117 議案第119号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて
- 日程118 議案第120号 財産の無償譲渡について（下川財産区の財産）
- 日程119 議案第121号 産業廃棄物埋立処分妨害禁止等調停事件に係る調停について
- 日程120 議案第122号 市道路線の認定について
- 日程121 報告第2号 平成21年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画について
- 日程122 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程123 議報告第1号 中間報告について（過疎・辺地総合対策特別委員会の視察研修報告）
- 日程124 議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査結果〔平成20年10月・11月・12月分一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計〕）
- 日程125 議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）

## 2．本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

## 3．出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷲見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔

17番 池田 喜八郎  
19番 美谷添 生  
21番 金子 智孝

18番 森藤 雅毅  
20番 田中 和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	鈴木 俊幸
教育長	青木 修	市長公室長	松井 隆
総務部長	山田 訓男	市民環境部長	大林 茂夫
健康福祉部長	布田 孝文	農林水産部長	服部 正光
商工観光部長	田中 義久	建設部長	井上 保彦
水道部長	木下 好弘	教育次長	常平 毅
会計管理者	蓑島 由実	消防本部長	日置 憲正
郡上市民病院 事務局長	池田 肇	国保白鳥病院 事務局長	酒井 進
郡上偕楽園長	松山 章	郡上市 代表監査委員	齋藤 仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	山田 剛	議会事務局 議会総務課長	羽田野 利郎
議会事務局 議会総務課長 補佐	山田 哲生		

## 開会及び開議の宣告

議長（美谷添 生君） おはようございます。

議員の皆様方には、大変御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから平成21年第2回郡上市議会定例会を開会いたします。

本定例会の議案は117件、報告5件であります。どうかよろしく御協力のほどお願いを申し上げます。

広報等の掲載のため、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可してあります。よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承ください。

（午前 9時30分）

---

## 会議録署名議員の指名

議長（美谷添 生君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には17番 池田喜八郎君、18番 森藤雅毅君を指名いたします。

---

## 会期の決定

議長（美谷添 生君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月24日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日3月2日から3月24日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月2日から3月24日までの23日間と決定いたしました。

会期日程については、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いします。

代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

---

## 平成21年度の施政方針について

議長（美谷添 生君） 日程 3、平成21年度の施政方針についてを議題といたします。

日置市長、施政方針をお願いします。

日置市長。

市長（日置敏明君） おはようございます。

本日は、平成21年第2回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

本定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考え方と新年度予算の編成方針、またこの予算案に盛り込みました主要施策や主要事業、さらには条例改正等の各議案の概要につきまして御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方に御理解、御協力を賜りたいと存じます。

昨年4月、市長に就任いたしましたから早くも1年がたとうとしております。この間、私は、可能な限り現場へ足を運び、市民の皆様との対話を進め、市が抱えるさまざまな課題の把握に努めてまいりました。今後とも本市の置かれている状況を的確に認識し、市長として市民の負託にこたえられるような市政運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、私が就任した昨年からことしにかけては、かつて経験したことのないほど大きな変化の波が押し寄せてきております。米国に端を発する世界規模の金融経済危機の広がり、我が国の実体経済へも深刻な影響を及ぼしており、今、日本経済は大変厳しい状況に直面しております。郡上市内におきましても、製造業を中心に、世界的な需要の急速な縮小により、雇用情勢が急激に悪化しております。こうした景気の後退は、地域の経済やそれを支えている中小企業を直撃し、市民生活への影響も深刻さの度合いを増してきております。

こうした状況の中、まず急がなければならない対策としましては、先般2月の補正予算による「緊急経済・雇用・生活支援対策」として取りまとめました諸施策を鋭意実施中のところであり、引き続き新年度予算でも地域経済の活性化と市民生活の安心を確保するため、切れ目なく対策の実施に機動的に取り組んでいく所存であります。

市政運営の基本的な方針につきましては、まずは市民の暮らしの安全・安心を確保することに重点を置きつつ、活力と希望のある郡上づくりを一層推進してまいります。そして、そのためには、地域の力を引き出す市民主体による持続可能なまちづくりをさらに推し進めてまいりたいと考えております。

また、5年間を計画期間としていた郡上市総合計画基本計画が平成22年度までとなっていることから、平成21年度より後期基本計画策定に向け、若手職員を中心としたプロジェクトチームを編成し、本格的な計画検討作業に入る予定としております。

行政改革の柱の一つである組織機構改革では、昨年12月議会において条例改正を行い、この

4月から正式に、いわゆる総合支所方式から本庁支所方式へと移行することといたしました。

八幡地域振興事務所については新年度から廃止いたしますが、その対応に万全を期すとともに、他の六つの振興事務所については、できる限り現行に近い職員体制を組織し、市民サービスの向上と各地域の活性化への取り組みを進めていきたいと考えております。

一方、財政運営では、世界経済の危機的な状況に対応するため、国が積極的な財政出動路線へと転換したことにより、郡上市においても、歳入の柱である普通交付税は、平成21年度は国の特例加算措置により増加するものの、合併支援措置の縮減し始める平成26年度以降は減少となり、平成31年度には人口の減少分も含めると30億円以上減少する見込みであります。また、歳出では公債費がピークを迎えており、ここ数年は高い水準で推移するほか、高齢者・障害者福祉などの社会福祉費の大幅な増加と小・中学校の耐震補強工事経費の増大などにより、極めて厳しい状況にあります。

平成19年度の実質公債費比率は20.2%であり、依然危険な水準にあるため、起債発行額の抑制と繰り上げ償還を柱とした公債費負担適正化計画に沿った財政運営を求められており、引き続き職員定数の適正化と公共施設の見直し等を進め、財政の健全化を最重要課題として取り組んでまいります。

予算編成でございますが、平成21年度の予算編成におきましては、ただいま申し上げましたような公債費負担適正化計画で示した通常の起債発行額28億円以内を堅持しつつ、一つ目として安全で安心できる環境の整備、安心して子育てができる環境づくり、生活弱者が安心して暮らせる社会づくり、安心できる保険・医療体制の充実を主眼に置いた「安全、安心の地域づくり」、二つ目として、産業振興、雇用の確保、地産地消の推進、社会基盤整備の充実、文化・教育、人づくりを主眼に置いた「活力、希望の地域づくり」、三つ目として、市民自治、まちづくりを主眼に置いた「市民主体の地域づくり」という基本的な三つの柱に、現下の厳しい経済状況にかんがみ、四つ目として、雇用対策、地域経済対策、生活支援対策に主眼を置いた「緊急経済・雇用・生活支援対策」と、五つ目として、特段にそのための予算計上をすることなく、知恵と工夫で市民サービスを提供する「ゼロ予算事業への取り組み」を加えた五つを予算編成の柱と位置づけました。

このような方針に基づき編成した平成21年度予算規模は、一般会計276億3,300万円、特別会計149億5,540万5,000円、企業会計46億4,960万6,000円、合計472億3,801万1,000円とし、平成20年度肉づけ後予算に比べ、一般会計では0.3%の増、特別会計では3.8%の減、企業会計では0.1%の減となっております。

そのうち一般会計の性質別歳出では、普通建設事業に前年対比1.7%増の43億6,547万円、扶助費に前年対比11.2%増の21億4,350万円、人件費に前年対比2.2%減の47億8,724万円、公債

費に前年対比2.5%減の60億2,350万円を計上いたしました。

歳入では、景気低迷により、個人市民税が2,050万円、法人市民税が1億3,669万円の減額、固定資産税は評価がえにより6,755万円の減額となり、市税全体では2億2,131万円の大幅な減額となりました。

地方交付税については、国において地域雇用創出推進費等として交付税総額が特例的に1兆円増額されたことを受けて、前年対比1億9,700万円増の125億4,500万円を計上いたしました。

市債については通常分を27億9,320万円計上し、公債費負担適正化計画の28億円以内を堅持いたしました。

国の地方交付税特別会計の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債は、国の地方財政対策の方針に基づき算定した結果、前年対比4億4,572万円増の12億5,072万円を計上し、これにより財政調整基金を繰り入れることなく予算編成をすることができました。

以上、平成21年度の予算編成の基本的な枠組みにつきまして御説明申し上げましたが、今回の地方交付税の地域雇用創出推進費等による特例的な増額措置は平成21年度及び22年度限りとされているものであり、その後は地方交付税の大幅な減額が想定されること、さらに合併支援終了後の大幅な減額を考慮すると、今後は厳しい状況が見込まれ、引き続き財政の健全化を最重要課題として行政改革に取り組んでいく必要があります。

続きまして、予算編成方針で申し上げました五つの柱につきまして、項目ごとの内容を御説明申し上げます。

まず最初に、一つ目の柱である「安全、安心の地域づくり」について申し上げます。

まず、環境衛生につきましては、市民の暮らしの環境を整えるため、燃えるごみと資源リサイクルは郡上クリーンセンター、金物は北部クリーンセンター、し尿・汚泥は環境衛生センターでそれぞれ処理を行っておりますが、クリーンセンター施設の修繕事業費1億7,748万円を計上し、適正な管理運営に努めてまいります。

また、「燃えるごみ1人1日100グラム減量」をキャッチフレーズに、燃えるごみの減量を進めておりますが、特に生ごみについては、比較的手軽な方法で自家処理できる段ボールコンポストのモニターを募集し、その推進を図るとともに、従来から実施しております生ごみ処理機購入費補助とあわせ生ごみ減量に努めてまいります。

また、美しい郡上市の環境保全のために、不法投棄の根絶を目指して行政と市民のパトロールなどを実施し啓蒙活動を行い、市民の不法投棄防止への意識を高めていきます。こうした環境対策推進事業に13億5,882万円を計上いたしました。

安全・安心の確保のための基盤整備としては、美並地内における長良川河川改修事業や白鳥地内の曾部地川改修事業、大和地内の内ヶ谷治水ダム建設など、県の河川事業の促進、土砂災

害危険箇所の調査や箇所指定、住民周知や危険箇所における防災工事を進めるとともに、道路維持、河川維持等、道路環境整備事業に1億円を計上いたしました。

鳥獣害防止対策事業では、恒久的な獣害防除さく等の設置に対する支援として2,077万円を計上し、事業推進に努めてまいります。

消防・防災対策につきましては、いつ起こるか予測できない大規模災害時における被害の軽減を図るため、災害に強いまちづくりに向けた取り組みが不可欠であることから、危機に対応した施設の整備や地域に根づいた自主防災組織の強化を推進するとともに、地域防災のかなめとなる非常備消防についても、火災を初めとする各種災害へ迅速な対応が図られるよう計画的に消防施設の整備を進めてまいります。このため、大規模災害に対する備えや危機管理体制の強化、救急救命の充実と高度化や、消防団の新戦力を確保するための地域の火災・災害時のみの活動を基本とした機能別団員の設置、女性消防団員等入団の一層の推進を図ります。

救急体制については、救命率の向上を図るため、市民に応急手当普及啓発、自動体外式除細動器（AED）の設置に伴う救命講習の実施をさらに促進するとともに、高度救急資機材の整備等の推進を行います。

消防ポンプ自動車や防火水槽、また緊急地震速報のための瞬時警報システム整備を初めとした防災体制の充実事業には3億6,117万円を計上いたしました。

次に、児童・生徒の安全を確保するための小・中学校の耐震補強工事につきましては、緊急に取り組む必要があることから、高鷲中学校の耐震補強工事に1億5,810万円を計上したほか、小・中学校の耐震補強事業実施設計等を前倒し実施するために3億3,622万円を計上いたしました。

安心して子供を産み育てられる社会構築に向けては、ニーズ調査をもとに次世代育成支援対策後期行動計画を策定いたしますとともに、平成20年度から始めました義務教育終了までの入院医療費の無料化に引き続き、新たに小学校6年生までの通院医療費の無料化を実施するなど、保健医療体制の充実事業に2億3,295万円を計上いたしました。小学生までの通院無料化の拡大に当たりましては、病院のコンビニ化などの問題が発生しないよう、広報、啓発活動に取り組めます。また、学童保育やファミリーサポートセンターの運営を支援するとともに、子育て支援センターを拠点とした子育て相談の体制強化を図ります。

次に、障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、平成20年度に引き続き障害福祉計画に基づき、社会福祉法人等が計画している障害福祉施設建設の促進を図ります。

高齢福祉については、さきの補正予算において、ひとり暮らしの高齢者等の見守り対策として緊急通報システムを一斉に更新することといたしましたが、緊急時における迅速な対応を目指します。また、郡上市包括支援センターを中心として関係機関との連携を密にし、健康相談、

介護相談等を積極的に実施し、医療保険、介護保険、後期高齢者医療を初めとした社会保障制度への信頼感・安心感を確保するために、窓口業務においては常に市民の立場に立ち、質の高いサービスの提供に取り組みます。

郡上偕楽園については、要介護状態となった入所者に対し、居宅における生活への復帰を念頭に、入浴、排せつ、食事、その他日常生活上の世話、機能回復訓練、健康管理及び療養上の世話等を行い、人格を尊重した個別ケアを進め、家庭的な雰囲気のある施設運営に努めます。こうした後期高齢者医療、介護保険や生活保護扶助経費を初めとした高齢者・障害者の生活弱者サービスの充実や介護者、つまり介護する人に対する支援の拡大に17億7,303万円を計上いたしました。

糖尿病等の有病者、予備群を減少させ、中長期的な医療費の適正化をねらいとした特定健診・特定保健指導の実施に当たっては、受託医療機関の拡大など、受診環境のさらなる改善を図り、受診率の向上を目指します。

妊婦健診審査については、健康審査に要する費用の公費負担回数を、基本健診14回、超音波検査4回に拡充するなど、保健医療対策の推進事業として4億8,385万円を計上いたしました。また、子供の食育活動を通じて大人自身も食生活を見直すなど地域や社会を挙げて食育の推進に取り組むため、郡上市食育推進基本計画を策定することといたします。

市立の2病院では、地域における必要な医療を提供するとともに、平成20年度に策定する公立病院改革プランを実行するため、経営の効率化等市民のための病院改革に努めます。また、新たに地域医療確保に関する検討委員会を設置し、医療を安定的かつ継続的に提供するための体制整備に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、二つ目の柱であります「活力、希望の地域づくり」についてであります。

農業振興の分野では、平成20年度策定の郡上市農業振興ビジョンに基づき、生産体制の強化、担い手の育成、農地の有効活用、販売戦略の強化などを柱として諸事業を実施したいと考えております。

園芸特産物の振興では、飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業等の実施により、夏秋トマト、大根、ハウレンソウ、花卉等の生産を促進いたします。

畜産振興につきましては、畜産農家の経営環境が厳しい中で、個々の農家の繁殖・肥育技術の向上、病気の予防や死廃事故の低減、自給飼料生産の拡大によるコスト低減等、総合的な施策や支援の実施により、飛騨牛及び乳用牛の生産の振興を図るとともに、有機質堆肥の利用の拡大を図り、耕畜連携を推進いたします。

森林・林業施策につきましては、これまで同様に、間伐事業を積極的に推進し、健全で豊かな森林づくりを進めるとともに、豊富な森林資源を市場に流通させ、地域基幹産業としての林

業システムの構築に官民協働で取り組みます。加えて従来の国・県の補助制度では対象とならない小規模な森林整備についての支援制度を小規模森林整備事業として新たに創出し、特に里山近郊の森林整備も推進してまいります。また、今後の郡上市の森林・林業の目指すべき方向を具体的に示すビジョンの作成にも取り組みます。こうした、農・林・畜産・水産業振興事業に5億6,441万円を計上いたしました。

次に商工振興についてであります。企業誘致についてはタイミングも環境的にも極めて厳しいものがありますが、工場等設置奨励金の交付条件の緩和を図り、まずは勝光島工業団地の残りの2区画を早期に売り抜くことを目標に取り組みたいと考えております。また、商工会と連携しつつインキュベートルームの創設と空き家活用、制度融資の見直しと信用保証料補給の新設にも踏み込んで、創業支援や異業種進出への追い風を起こしていきたいと考えております。こうした取り組みは産業分野の全般に及び、とりわけ地域資源型産業の筆頭である農林業を軸にした自立型産業の育成を目指していく必要があります。農・商・工と観光が連携して地産地消も目指す職の祭典の開催をするなど、新年度においても引き続き研究を進めたいと考えております。こうした商工業振興事業には1億4,648万円を計上いたしました。

観光振興につきましては、東海北陸自動車道の全線開通と4車線化延伸の効果を最大限に生かすため観光連盟と提携し、国内的には北陸方面への重点キャンペーンを継続し、また東京青山と京都で郡上おどり講演を実施いたします。国際的には富山県高岡市、南砺市との台湾共同誘客に加え、新たにウインターリゾート郡上へのオーストラリア誘客の開発に取り組みたいと考えております。これら観光振興事業には3億3,512万円を計上いたしました。

なお、本年は郡上八幡城築城450周年及び青山公郡上入部250周年に当たり、記念イベントの開催を計画いたしております。さらにまた、商工と観光の両分野において振興ビジョンづくりにも取り組んでいくことといたしております。

また、本市における交流・移住を推進する取り組みにも力を入れてまいります。都市住民の地方回帰に対する機運は年々高まっており、多くの自然・歴史資源を有する郡上市において交流・移住を促進することは、観光サービス業を初めとして関連する農業、林業、建築業、不動産業まで幅広い効果をもたらす、新たなビジネスモデルの構築につながるものと期待されることから、交流・移住を核とした地域雇用と民間企業等のビジネスチャンスの創出を図り、持続可能な地域経済活性化への基盤形成を目指すことといたしております。こうした交流・移住を推進する取り組みにつきましては、1,246万円を計上いたしました。

次に交通対策につきましては、平成20年8月に市内全体における総合的な交通体系を見直すため、市民や利用者、事業者、国・県等の代表者からなる郡上市地域公共交通会議を設置いたしました。この会議を中心に地域に適した効率的な運行手段についての検討を進めてまいり

ます。これら市民の足を確保する地域交通対策及びバス運行経費を初めとする公共交通活用事業には、2億1,227万円を計上いたしました。

次に基盤整備につきましては、昨年7月に東海北陸自動車道が全線開通し、地域活性化にも新たな展開が期待されるところであります。また、本年夏までには白鳥インターチェンジまでの4車線化工事の完了が見込まれているところであり、こうした高速道路機能をさらに生かすための取り組みとして、これまで社会実験として進めてきたスマートインターチェンジの本格運用と、ひるがの高原サービスエリアでの高速バス停の整備を進めてまいります。

また、住民生活と地域経済を支える基幹道路整備として国道156号大和改良、河辺・中津屋の歩道、めいほうトンネルなどの国・県道のほか、郡上南部広域農道や美濃東部農道、羽佐古トンネル、相谷トンネルなどの農林道の整備・促進を国や県等に強く要請するとともに、生活に密着する市民病院のアクセス道路や白鳥市街地における骨格的な道路を初め、市道、農道、林道の整備と適正な維持管理を進めてまいります。こうした道路基盤整備事業には、23億7,748万円を計上いたしました。

次に、水道事業につきましては、5年間の経過措置を経て平成21年度より水道使用料金・分担金の統一となりますが、市内にある66カ所の水道施設に対する維持管理費が経費面で大きな負担となっております。今後においては、徹底したコスト削減と効率的な水道統合を目指します。

新年度における水道事業といたしましては、継続事業の和良統合簡易水道事業は、昨年を引き続き推進してまいります。また、八幡地域では、相生農業集落排水事業に伴い、同時に水道の老朽管の布設がえを行い、大和地域では未普及解消事業として、中神路の一部と下古道の一部を対象とした区域の事業着手に向け認可申請を行い、早期供用開始に向け進めてまいります。

次に下水道事業は、市民の皆さんの快適な住環境の整備とともに、公共用水域の水質保全に欠かすことのできない重要な生活基盤事業であります。新年度の事業として、継続事業の美並中央処理区の建設事業を引き続き推進してまいります。また、八幡相生地区において、平成20年度より着手いたしました農業集落排水事業は、早期供用開始に向け積極的に進めてまいります。

下水道整備事業も大詰めを迎え、懸案であります下水道使用料金の統一につきましては、市内にある34カ所の下水道施設に対する維持管理費が水道事業と同様、経営面で大きな負担となっておりますが、平成20年度より広く市民の方からの御意見を聞くために設置した検討会で引き続き協議を行いながら、郡上市域全体の視点から統一した適正な下水道使用料金体系の策定を早期に行うよう進めてまいりたいと考えております。

次に、教育・文化方面につきまして申し述べます。

幼稚園・学校教育につきましては、生命と人権の尊重を基盤とした「自立・共生・創拓」の教育を推進し、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた育成に努めてまいります。また、あいさつ、言葉、働くことを大切にする活動を展開し、地域とともに歩む活力ある学校づくりを推進していきます。

学校施設については、良好な教育環境のもとで教育活動ができるよう、西和良・和良統合中学校の校舎と屋内運動場の建築に取りかかります。これら学校教育に14億5,457万円を計上いたしました。

社会教育では、生涯学習の推進体制を整備するため、中央公民館、地域公民館、地区公民館の体制を確立して、各種行事など公民館活動を充実してまいります。また、ふるさと郡上の歴史や文化などの理解や誇りを高め、豊かな文化をつくり出す活動を推進するため、「郡上学」を位置づけた生涯学習講座を計画的に実施いたします。

図書館事業では、市民の読書活動を一層推進するために、幼児期から高齢期における本への動機づけや本との触れ合いの機会を深めてまいりたいと考えております。

文化・芸術の振興につきましては、NHK短歌・俳句大会など各種の発表会など、芸術文化活動の成果を公表する機会を充実していきます。また、文化協会を初めとする各種文化団体への指導及び支援を行うことにより、市民の文化活動の活性化を促す機会の提供を図ってまいります。

スポーツ振興では、「市民1スポーツによる健康づくり」を合い言葉に、日常的なスポーツの機会の提供や少年スポーツの活性化、各競技団体の強化などを推進いたします。また、2012年ぎふ清流国体については、推進体制を整え、郡上市が目指す国体像を市民の皆様とともに構築してまいりたいと考えております。これら文化振興事業やスポーツ振興事業に4億2,695万円を計上いたしました。

次に、三つ目の柱であります「市民主体の地域づくり」についてであります。

ことし1月に郡上市まちづくり市民会議から、郡上市市民協働指針（案）の提言をちょうだいいたしました。市民と行政の協働により持続可能な地域社会をつくるには、これまでの行政主導のまちづくりから、市民の意思に基づくまちづくりへと基本的な仕組みや意識を変えていくことが肝要であり、このちょうだいいたしました指針案についてのパブリックコメントを実施し、6月までに正式策定の運びとすることといたしております。策定した指針については、平成21年度を「市民協働元年」と位置づけ、市民へ広く周知を図るとともに、市内のNPO法人や市民活動団体、まちづくり団体等が一堂に会し活動内容を発表する場として、新たに市民協働フェアを開催いたします。こうした地域づくりの支援事業には3,511万円を計上いたしました。

また、市と市民のパートナーシップによる協働事業として、大和庁舎における窓口業務支援の民間委託を試行的に実施することといたしました。この事業は、職員削減が及ぼす市民サービスの低下が危惧される窓口業務において、NPOが業務に携わりながら、より満足度の高いサービス提供の確立を図ることを目的に、新規事業として試行することとしたものであります。

人口減少や高齢者という課題に直面している集落の対策といたしまして、平成21年度より新たに郡上市集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業を創設し、地域の実情に応じた集落の維持、活性化対策を進めるための集落総点検や、地域資源の発掘、さらには地域の将来像を描く夢ビジョンの策定など、地域の自主的な取り組みに対する支援を積極的に実施することとし、事業費として400万円を計上いたしました。

次に市における男女共同参画の推進につきましては、平成20年度から郡上市男女共同参画プラン策定会議によりプランの素案作成を行っているところですが、平成21年度中には本市の男女共同参画社会づくりのための基本理念と施策の方向性を示し、諸施策を総合的かつ計画的に推進するための郡上市男女共同参画プランを策定することといたしております。

市政広報については、毎月発行する広報「郡上」をよりわかりやすく親しみやすくするため市民の目線で編集し、ケーブルテレビの活用とともに積極的な広報活動を展開してまいります。また、公式ホームページでも、市政の課題や取り組み状況等をよりダイレクトに、かつアクセスしやすくするため、ホームページのリニューアルを行います。また昨年引き続き、今年度は参加者のニーズに合わせた市政バスを実施し、郡上市について市民の皆さんが理解を深めていただけるよう取り組みます。

広聴については、市民の皆様との直接対話の機会をできる限り設けて、大いに生の声をお聞きするとともに、その場で市政の現状を説明することで相互理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、国内における自治体交流につきましては、昨年の友好都市交流協定締結により、さらに東京都港区との交流を積極的に行います。また、三重県志摩市との交流についても、引き続き交流のあり方について調査・研究を行います。

国際交流は、市民による自主的な相互理解や多文化共生推進の活動を支援するため、団体に対する事業補助を継続するとともに、これらを統合した郡上市国際交流推進協議会を通じて各団体の連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、四つ目の柱であります「緊急経済・雇用・生活支援対策」についてであります。

昨秋以降、急激に我が国を襲った世界同時不況の余波は、郡上市内でも製造業を中心に深刻化しつつあります。これに対しましては、国・県とともに市の対策本部や雇用対策協議会、ま

た商工会等の関係団体と緊密に連携し、国・県等の支援制度を最大限活用する中で経済対策・雇用対策を行ってまいりたいと考えております。

主な事業といたしましては、商業分野では、市内消費を喚起するために商工会が行うプレミアム商品券事業への支援に3,700万円を計上いたしました。また、国の緊急雇用対策の制度を活用し、老朽化が懸念される既存橋梁の点検業務及び不法投棄監視パトロール等、臨時職員の採用を実施いたします。生活支援対策としましては、さきの2月の補正予算による措置に基づき、新年度の奨学金貸付額の拡大等を図ることといたしております。

次に、五つ目の柱である「ゼロ予算事業への取り組み」についてであります。

このことにつきましては、石徹白地域等の地域活性化サポート事業の実施、市長ふれあい座談会の実施、学校等での環境学習に絡めたごみ減量対策事業の実施、消費者相談窓口の開設による相談事業などに積極的に取り組むことといたしております。

以上、平成21年度の市政運営に対する指針や予算編成の考え方などを申し上げました。激動する厳しい経済・社会情勢なればこそ、これまで申し上げました一つひとつの施策を一步一步着実に前進させていきたいと考えております。議員各位の御指導と、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願いするものであります。

それでは最後に、本議会において審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに議案第6号は、教育委員会委員の任命同意についてであります。教育委員1名が5月13日をもって任期満了となるため、その再任について同意を求めるものであります。

議案第7号は、人権擁護委員3名が6月30日をもって任期満了を迎えることから、その再任をお願いするため、候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

次に議案第8号は、郡上市職員の給与に関する条例についてであります。人事院勧告に基づき職員給与の適正化を図るため、医師及び歯科医師の初任給調整手当の上限額を引き上げるよう一部改正するものであります。

議案第9号から議案第11号までは、地方公務員法による休業制度を活用し、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業のできる環境を整備するため、所要の条例を新たに制定するものであります。

次に議案第12号及び第13号は、市長、副市長及び教育長の給料の月額を任期中減額するため条例を制定するものであります。

議案第14号は、郡上市自主運行バス設置条例について、道路運送法の改正に伴う所要の規定を整備するとともに、鷺見線に新規停留所を設置するため改正をするものであります。

次に議案第15号は、郡上市史編さんに関する条例について、編さん準備委員会委員の選任手

続を改めるために改正するものであります。

議案第16号は、郡上市個人情報保護条例について、統計法の改正に伴い、所要の規定を整備するため改正するものであります。

次に議案第17号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。白鳥町黒古コミュニティセンターの用途を廃止するため改正するものであります。

議案第18号は、郡上市営牧場条例について、郡上市営高鷲牧場の民営化に伴い、牧場の財産を処分するため改正するものであります。

次に議案第19号は、郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。宿泊使用料を変更するため改正するものであります。

議案第20号は、郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部改正についてであります。統計法の改正に伴う所要の規定を整備するとともに、交付対象者について、期間を限定し、条件緩和により拡充するため改正するものであります。

次に議案第21号は、郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。先ほど申し述べましたとおり、外来時における乳幼児等医療費の助成対象について、これまで義務教育就学前としていたものを小学校6年生までに拡大するため改正するものであります。

議案第22号は、郡上市介護保険条例について、介護保険法施行令の改正等に伴い、保険料率を改めるなど所要の規定を整備するため改正するものであります。

次に議案第23号は、郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。介護従事者の処遇改善のための臨時交付金を積み立てる基金の新設に伴い、基金の運用管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第24号は、郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部改正についてであります。小那比診療所の位置変更に伴い改正するものであります。

次に議案第25号は、郡上市学校給食費徴収条例について、学校給食法の改正に伴い、所要の規定を整備するため改正するものであります。

議案第26号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正についてであります。これは、先ほど申し上げましたが、公民館体制の整備に伴い、関係する特別職職員の区分、報酬等を改めるため改正するものであります。

次に議案第27号は、郡上市公民館条例の一部改正についてであります。公民館体制の整備に伴い、公民館の名称及び位置等を変更するため改正するものであります。

議案第28号は、郡上市図書館設置条例について、図書館体制の整備に伴い、図書館の名称等を変更するため改正するものであります。

次に議案第29号は、郡上市社会教育施設設置条例の一部改正についてであります。白鳥社

会福祉センターを社会教育施設として位置づけることに伴い改正するものであります。

議案第30号は、郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例について、郡上市相撲場の設置に伴い所要の改正をするものであります。

次に議案第31号から議案第41号までは、平成20年度郡上市一般会計補正予算を初めとして計11会計の補正予算でございます。

次に議案第42号から議案第65号までは、平成21年度郡上市一般会計を初めとして同病院事業等会計に至るまでの合計24会計における新年度予算でございます。冒頭の施政方針や予算編成方針で私の考え方を申し上げましたので、ここではそれぞれの内容は割愛させていただきますが、追って詳細な御説明を申し上げ御審議をお願い申し上げます。

次に議案第66号から議案第116号までは、公の施設に係る指定管理者の指定でありまして、八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟ほか50件の指定管理者を指定しようとするものであります。

議案第117号は、過疎地域自立促進計画の変更についてであります。明宝及び和良地域における平成17年度から21年度までの同計画を見直すものであります。

議案第118号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。平成16年に策定いたしました市内の12の辺地における同計画の内容を見直すものでございます。

議案第119号の旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて及び議案第120号の財産の無償譲渡については、いずれも下川財産区内にある財産区有財産について、9地区に設立予定の認可地縁団体に無償譲渡を行うためのものであります。

議案第121号は、産業廃棄物埋立処分妨害禁止等調停事件に係る調停についてであります。調停を成立させるために議会の議決を求めるものであります。

議案第122号の市道路線の認定については、大和地域の剣72号線の道路新設に伴い認定をお願いするものであります。

報告第2号は、平成21年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画について御報告するものであります。

報告第3号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものの報告であり、損害賠償の額の決定であります。

以上が今議会に上程いたしました議案の概要であります。今回提案しました議案は、人事案件が2件、条例の制定・一部改正に関するものが23件、平成20年度補正予算関係が11件、平成21年度当初予算関係が24件、指定管理者の指定51件、その他6件で報告が2件でございますが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から御説明させていただきます。十分御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。私からの施政方針並びに議案

の提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（美谷添 生君） 大変ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は40分をめぐりといたします。

（午前10時31分）

---

議長（美谷添 生君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

---

#### 議案第6号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程4、議案第6号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

常平教育次長。

教育次長（常平 毅君） おはようございます。

それでは、議案第6号について御説明申し上げます。

議案第6号 郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

住所につきましては、郡上市白鳥町白鳥869番地2、氏名につきましては、曾我毅八郎、生年月日、昭和19年3月1日。

なお、曾我氏におかれましては、教員を退職後、平成16年5月14日から教育委員として務められ、平成20年5月14日から教育委員長を務められ現在に至っております。任期につきましては、平成21年5月13日までとなっております、再任の同意を求めるものでございます。どうかよろしく願いをいたします。

議長（美谷添 生君） ただいま説明のありました郡上市教育委員会委員について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### 議案第7号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程5、議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

大林市民環境部長。

市民環境部長（大林茂夫君） おはようございます。

それでは、議案第7号について説明をさせていただきます。

議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、氏名、生年月日の順に朗読させていただきます。

郡上市大和町神路1775番2、1776番合併地、山田正代、昭和21年8月30日、郡上市高鷲町鮎立4145番地、田中里江、昭和29年5月24日、郡上市美並町高砂864番地1、粥川茂雄、昭和20年11月24日。

21年の6月30日任期満了に伴う再任の推薦ということで、議会の意見を求めます。

山田さんにおきましては、現在2期目を務めていただいております。それから、田中さんが現在1期目でございます。粥川さんも現在1期目でございます。粥川さんにつきましては、旧の美並村の職員、それから合併直前におきましては教育長を務めていただいております。

以上、3名について推薦をいたしたいということで議会の意見を求めます。よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） ただいま説明のありました人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### 議案第8号から議案第30号までについて（提案説明・委員会付託）

議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。日程6、議案第8号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程28、議案第30号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの23件を一括議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第30号までの23件

を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

説明につきましては、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いいたします。

議案第8号から議案第15号の説明を求めます。

松井市長公室長。

**市長公室長（松井 隆君）** 議案第8号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、平成20年人事院勧告に基づき職員給与の適正化を図るため、この条例を定めようとする。

おめくりをいただきまして、条例の本文が載っております。

さらにおめくりいただきますと、新旧対照表がついておりますので、それをちょっとごらんいただきたいと思っております。

この改正につきましては、医師であります、国の医療施設等公の勤務医でございますが、その医師の確保が重要な課題となっております中で、この医師の給与が民間病院や独立行政法人国立病院機構に勤務をいたしております医師の給与を大きく下回っております、若手、あるいは中堅医師の人材確保のため、初任給調整手当を改定して引き上げをさせていただきたいということで、勧告を受けて行うものでございます。

この新旧対照表の右側が旧で、左が新でございます。初任給調整手当でございますけれども、第13条の3であります、その第1号でございますけれども、この適用を受ける医師の調整手当の最高の限度額が月額「30万6,900円」であったものを、左側の新の方でございますけれども月額「41万900円」と改めさせていただくものでございます。

次に、議案第9号でございます。

郡上市職員の修学部分休業に関する条例の制定について。

郡上市職員の修学部分休業に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方公務員法第26条の2に規定する修学部分休業制度を活用し、職員の公務に関する能力の向上に資する環境を整備するため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきますと、今回新たに制定をお願いする条例が、趣旨の1条から裏面の第5条、委任までにわたっております。

附則といたしましては、平成21年4月1日から施行するというものでございまして、その概

要につきまして、さらに次のページに資料をつけさせていただいております。

今回の地方公務員法の修学部分休業につきましては法律第26条の2に規定をされておりまして、この内容につきましては、説明は次の以降にありますので省略をしますけれども、背景といたしましては、高度化・複雑化する社会情勢の中におきましては、視野が広く、先例にとられない柔軟な発想を持ってさまざまな課題に迅速・適切に対処できる公務員が必要になっておると。職員側からも修学に対するニーズが高まっている傾向にある。このようなことから地方公務員法が改正をされて、修学部分休業に関する規定が設けられたという背景がございます。

この効果でございますけれども、職員が無給の部分休業制度を活用しまして自主的に能力開発を行うことによりまして、職員の資質が高まり、公務の能率と住民サービスの向上が図られるということでございます。

対象者といたしましては、全職員でございます。ただし、臨時とか非常勤職員、任期付きの採用職員は除きますが、それから制度の概要は5に書いてございますように、あくまでも職員の申請に基づきまして予定期間すべてをあらわして申請をする。任命権者は、その申請に対して、公務に支障がなく、またそのことが公務に関する能力が向上すると認めるときには承認をするということになります。

また、修学部分休業の教育施設といたしましては、ここにありますように、学校教育法に規定する学校等であります。

それから、休業時間ではありますが、1週間当たり20時間を上限といたしております。

また、休業期間につきましては、2年までということでございます。

それから、この部分休業取得中の給与でございますけれども、勤務しない時間の給与を減額して支給をするというものでございます。

また、承認の取り消しでございますけれども、休職・停職等の処分、あるいは退学、その他のいろんな状況によって認められないという場合は取り消し規定もそれぞれ設けておるところでございます。

次に、議案第10号でございます。

郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。

郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方公務員法第26条の3に規定する高齢者部分休業制度を活用し、加齢による諸事情への対応や地域ボランティア活動などの地域貢献等に資する環境を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、新たに制定をお願いいたします条例の案をつけております。

第1条の趣旨から一番下の第6条、委任まででございます。

附則といたしまして、この条例は、21年4月1日から施行するというものでございます。

さらにおめくりをいただきますと、この条例の概要ということで資料を添付させていただいております。

これにつきましては、地方公務員法第26条の2では、いわゆる高齢者部分休業にも準用するというのでここに参考をつけておりますし、またその次に高齢者部分休業ということで、第26条の3ということで参考をつけておりますが、これにつきましては、次の背景以下のところで概要を説明しますので、説明を省略いたします。

背景といたしましては、定年退職後もさまざまなライフスタイルの選択が可能となってきたこと、あるいは定年後の人生に備えるための準備の需要が高くなっているということ、あるいは定年退職までの間、給与水準を低くした上で勤務時間を短縮することを可能とし、それぞれのライフスタイルに合わせた柔軟な勤務形態の選択肢を整えることが必要である。このようなことから、地方公務員法が改正をされて、高齢者部分休業に関する規定が設けられたというものであります。

効果といたしましては、高齢職員、これは定年退職前5年でありますので、簡単に言いますと55歳以上ということでありますが、勤務形態の選択肢を提供することによりまして、加齢による諸事情への対応と、それから心身の健康維持・増進して公務能率の向上を図るということであります。

特に一番大きな効果は、次のライフスタイルの多様化に対応しまして、地域ボランティア活動への従事など地域貢献活動が可能になるということで、現在非常に市民の皆様から、職員は自治会を初めいろいろな分野でもっと活動をせよということで、こういったことに無給で対応できるという効果が期待できます。

対象者につきましては、定年退職日まで5年以内までの職員ということでありますが、臨時・非常勤職員、任用つき採用職員は除きます。

制度の概要につきましては、まずあくまでも申請という形をとりまして、公務運営に支障がないと認めた場合に認めると。

それから、部分休業の時間ではありますが、1週間当たり20時間を上限といたしまして、期間は定年退職日までの5年以内の期間というものであります。

それから、この部分休業取得中の給与につきましては、その勤務しない時間の給与を減額しまして支給をするということであります。

また取り消し、あるいは短縮につきましては、休職とか停職の処分、その他諸事情で困難となったときには、そういった処分をするということでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第11号でございます。

郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について。

郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業制度を活用し、職員の幅広い能力開発を促進するとともに、職員の自発性や自主性を積極的に生かすことのできる環境を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、これも新たに制定をお願いする条例案でございますが、1条の趣旨から、おめくりいただきまして次の次のページでございますが、第11条の委任までということ構成をいたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行させていただきたいというものでございます。

さらにおめくりいただきますと、この条例の概要の説明の資料を添付させていただいております。

この地方公務員法の第26条の5におきまして、自己啓発等休業ということの規定があります。これにつきましては、次の背景以下のところの説明によって省略をさせていただきますが、背景といたしましては、行政課題が一層複雑かつ高度化する中、職員の幅広い能力開発を促進するためには、職員の自発性や自主性を積極的に生かすことが必要であると。それから、人的国際貢献が国を挙げて促進をされている中、意欲のある職員の国際貢献活動を支援することは、組織の活性化と職員の公務感覚の一層の醸成を図る上でも有用と考えられるというようなことから、地方公務員法が改正をされまして、自己啓発等休業に関する規定が設けられたという背景があります。

効果といたしましては、職員が無給の長期休業制度を活用しまして、職員の自発性や自主性を積極的に生かした幅広い能力開発を行うことが可能となりまして、公務に求められます分野や能力も多様化する中で職員の資質が高まって、公務能率と住民サービスが向上するというものでございます。

対象者といたしましては、全職員でございます。

それから、おめくりいただきまして、制度の概要でございますが、これも自己啓発等休業の申請を出していただくと。任命権者は、公務運営に支障がなく、またその公務に関する能力が向上すると認められた場合には承認することができるわけですが、大学等修学のための休業ということにつきましては、教育施設につきましては学校教育法に規定する学校等であります。

それから、休業期間は2年までと。特に必要な場合は3年までということになっております。

それから、国際貢献活動のための休業であります。奉仕活動として、独立行政法人国際協力機構が行います派遣活動、あるいは外国の姉妹都市の交流にかかわる奉仕活動等があります。休業期間は3年までというものであります。

休業中の職員の身分であります。その職員としての職は保有をいたしますけれども、職務には従事しないということであり、それから休業中の職員の給与につきましては、給与は支給をしないというものであります。

それから、休業期間の延長につきましては、休業期間の範囲内で1回に限り期間の延長を可能とするというものであります。

次に承認の取り消しでございますけれども、休職または停職の処分を受けたときとか、あるいは退学したときとか、あるいは国際貢献活動を取りやめたときとか、あるいは休学や欠席といったようなことの場合は取り消す条項も設けております。

それから、修学または活動状況の報告ということにつきましても、それぞれ任命権者に報告という規定を設けております。

それから、職務復帰後の昇給に準じた号給の調整ということにつきましては、その行った活動が職務に特に有用であると認められる場合には100分の100以下の範囲内で調整をすると、またそれ以外の場合には100分の50以下で調整をするというものでございます。

次に、議案第12号でございます。

市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定についてでございます。

市長等の給料の月額の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、市長及び副市長の給料の月額を任期中減額するため、この条例を定めようとする。

本日、皆様方のお手元に、こういう真ん中に「写し」という判を押した1枚ものの紙があるかと思いますが、ちょっとそれをごらんいただきたいと思っております。

これは、郡上市の特別職報酬等審議会の答申の写しでございます。これをごらんいただきますと、前段の文は省略をいたしますが、記以下の1番のところをごらんいただきますと、市の方から諮問をいたしました。その回答といたしまして、郡上市の常勤の特別職職員の給料の額につきましては、県内他市の状況と比較しても大差がないと、ある一定の水準の領域にあるということでありまして、現状の額を据え置きとすることが妥当であるという答申であります。ただ、「しかしながら」がついておりまして、逼迫する市の財政状況に加えまして厳しさを増す社会経済情勢の影響が市内でも現出している状況を思慮いたしますと、市長の自主的な判断によります減額措置が検討される場合には、当審議会としてはその取り組みを評価し、尊重するものであるというものであります。

次に2番でございますが、郡上市議会議員の議員報酬の額についてでございますけれども、県内他市と比較しますと、決して高額とは言えない状況、むしろ非常に低い水準にあるという状況であります。また、市民の代表として広範な市域の発展を担う議会活動の職責等は考慮されるべきではありますが、市の財政状況が依然として逼迫する中、また世界的な金融危機の深刻化、景気の下振れによる経済情勢や社会環境の急激な変化により先行きが懸念されている状況にかんがみ、現状においては議員報酬の額については据え置きとすることが妥当であるというような答申をいただいております。参考までにお配りをさせていただきます。

それでは議案に戻っていただきまして、おめくりをいただきますと、この特例に関する条例をつけさせていただきます。

市長の給料の月額の特例ということで、第1条でございますけれども、月額は、平成21年4月1日から平成24年4月10日までの間、いわゆる任期中であります。月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするということで、10%を減じるということになります。それから、その下の段に、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額もこれによるものとするというものであります。

それから、第2条が副市長の給料の月額の特例でございますけれども、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間、任期中であります。給料の月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額ということで、5%を減じた額というものであります。その次のところに、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額もこれによるものとするというものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するというものでありますし、また平成24年4月30日限り、その効力を失うという時限をつけさせていただきます。

続きまして、議案第13号でございます。

教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について。

教育長の給料の月額の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、教育長の給料の月額を任期中減額するため、この条例を定めようとする。

おめくりをいただきますと、条例案を載せておりますが、教育長の給料の月額は、平成21年4月1日から平成24年5月13日までの間、任期中ですが、当該給料の月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とするということになりますし、また下の行ですが、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額もこれによるものとするというものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行し、また平成24年5月13日限り、その効力を失うということで時限をつけさせていただきます。

次に、議案第14号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、道路運送法第79条の3の規定に基づく自家用有償旅客運送の登録に表示する運行区間に改めるとともに、鷺見線新規停留所設置のため、この条例を定めようとするものであります。

おめくりをいただきますと、一部改正の条例を添付させていただいておりますが、ちょっとわかりにくうございますので、2枚ほどおめくりいただきますと新旧対照表がございますので、それをちょっとごらんいただきたいと思います。

右側が旧で、左側が新でございます。

まず、第2条でございます。市は、次の運行バスを設置するということで、右の現行条例、運行区間のところをごらんいただきますと、例えば相生線でございますが、八幡町宇留良から郡上市役所八幡庁舎前ということで起点・終点が規定をされておりますが、この表示方法を、左の新のところをごらんいただきますと、八幡町那比6007番地1から八幡町島谷228番地ということで、こういった表示ということで、今回、中部運輸局の方へ免許の更新ということで申請をしたときに、その指導を受けまして、表示の方法を改めるものであります。

以下、相生線から下の方、一々読み上げることは省略をしますが、それぞれの路線、ごらんいただきますように、通常の名義から、それぞれ字、地番までの表示というふうにさせていただくものでございます。

また、この路線名の一番下をごらんいただきますと、現在郡上八幡コミュニティバスという路線名でございますが、これにつきましては正確に申し上げますと、同じバス路線でも赤ルートと青ルートということで二つありますので、これにつきましても、そのように合わせさせていただくものでございます。

また、今度は表の一番右側の運行距離でございます。これにつきましては、今回の免許更新に当たりまして、さらにそのものを精査いたしましたところ錯誤が発見されましたので、相生線につきましては「18キロメートル」を「16キロメートル」に改めますし、ちょっと下の方へ行きますと明宝の気良線でございますが「10.8キロ」を「10.7キロ」に、また寒水線につきましては「8.8キロ」を「8.5キロ」に、それから小川線につきましては「17.8キロ」を「18.7キロ」というものですし、また郡上八幡コミュニティバスでございますが、この赤ルートと青ルートのうち、青ルートの方でございますけれども、少しルートが短くなっておりまして、「13.5キロ」というように運輸局の指導によりまして表示を改めるものでございます。

次に、おめくりいただきまして別表でございますけれども、第4条の関係で相生線の料金表でございますけれども、そのうちの夏季用でございますが、一部瑕疵がございまして、新旧対

照表は非常に細かい字になっておりまして恐縮でございますけれども、現在、右の現行の郡上市役所八幡庁舎の次の左横の日吉駐車場ですが、その日吉駐車場を下に縦に行ったラインと、今度は斜めに階段状になっておるちょうど真ん中あたりに「下森」というところがありますが、それを横に行ったところとの交わるところでございますが、ここだけ両脇が「350円」にもかかわらず「300円」ということで、これにつきまして、合併以前からのものの瑕疵につきまして、今回左のように、アンダーラインを引いておりますけれども「350円」に改めさせていただくものでございます。

それから、その次の鷺見線の料金表でございますけれども、これにつきましては、右の方の現行でございますが、ひるがのと正ヶ洞のちょうど真ん中あたりに、アンダーラインを引いておりますが「下野口」というふうに書いてございますが、これは誤りでございまして、左の新をごらんいただきますと「下上野」ということで、上野口の次に下上野、そして上野というように改めさせていただくものでございます。

また、新の表の一番下が正ヶ洞ですが、その上ですが、高鷺庁舎との間に「駐在所前」という停留所を、地域住民の皆様の要望によりまして、新たにここに停留所を新設いたしまして料金表に加えさせていただくものでございます。

それから、次の3ページでございますけれども、気良線の料金表でございますが、現行は、ごらんいただきますように、野口から明宝庁舎前まで全部一律100円でありますので、この表示方法は、左の新のところにありますように、「気良線利用料金は一律100円」という表示に改めさせていただくものでございます。

それから、その次の寒水線の料金表でございます。これにつきましても、今回瑕疵がありましたので改めさせていただくものでございますけれども、現行をごらんいただきますと、一番右上の見座という停留所から明宝庁舎前までということで、これだけの停留所しか条例上には表記がしてございませんでしたが、実際には左の新にありますように、途中、幾つかの停留所がございまして、条例上主なものしかなかったわけですが、それをすべて条例上に表記をさせていただくということでございますし、また1ヵ所、「明宝庁舎前」という一番下の停留所につきましても、「明宝中前」というふうに変更させていただくというものであります。

それから、その下の小川線の料金表につきましても、榎谷口から下の布平まで、これにつきましてもやはり瑕疵がございまして、主な停留所しか条例上表記がしていなかったということで、今回左の新のように、すべての停留所を表記させていただくというものでございます。

また、右の榎谷口、下島、その次に「石原端」という字がつけてありますが、これにつきましても誤りでございまして、新の方をごらんいただきますと、同じ「端」でも橋梁の「橋」でございますので、「石原橋」というように「橋」という字を改めさせていただくものでござ

います。

また、下から三つありますが、現行、「布平」「明宝庁舎前」「小川峠口」という名前の条例になっておりますが、現状は「明宝小前」「明宝中前」「郵便局前」というように改めさせていただくというものでございます。よろしくお願いたします。

次に、議案第15号でございます。

郡上市史編さんに関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市史編さんに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上市史編さん準備委員会委員について、全市的な見地から広く各界及び各層より人選ができるようにするため、この条例を定めようとするというものでございます。

おめくりいただきますと、改正の条例案をつけさせていただいております。

さらにおめくりいただきますと、新旧対照表をつけさせていただいております。

ごらんいただきますと、右側の現行であります。編さん準備委員会の委員の選任の方法につきまして、第10条の2項をごらんいただきますと、アンダーラインを引いておりますけれども、編さん準備委員会の定数は14人以内とし、「各地域振興事務所からの推せんを経て」市長が選任するというように規定をされておりますが、その表記を、左の新の方でございますけれども、2項といたしまして、編さん準備委員会の定数は14人以内とし、市長が選任するというように改めをさせていただくものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

**議長（美谷添 生君）** それでは、議案第16号、第17号の説明を求めます。

山田総務部長。

**総務部長（山田訓男君）** 議案第16号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、統計法の全部改正等に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするとしてございます。

恐れ入りますが、新旧対照表を見ていただきたいと思います。

左が新、右が旧になってございますが、38条、次に掲げる個人情報については適用しないということで、個人情報につきまして市の取り扱いについての基本的な事項をここで定めておりました。そのうちでも適用除外ということで、統計関係についての除外規定が定められております。このことにつきましては、統計法の方で規定があるということに基づくものでございます。

今回、この第1号ですが、「統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計」ということで改められます。

加えて、2号、3号が削除ということでございます。これは統計法の体系がこのように整備されたということでございます。

それから第4号、「岐阜県統計調査条例（昭和28年岐阜県条例第48号）」を、新ですが、第2号では「岐阜県統計調査条例（平成20年岐阜県条例第53号）」ということで、県の統計調査条例につきましても、統計法に絡んでこのたび改正されたということで、市の個人情報条例につきましても一部改正をお願いするということでございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第17号でございます。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、黒古コミュニティセンターのコミュニティ施設としての用途を廃止するため、この条例を定めようとするということにしております。

めくっていただきまして、ここで改正場所ですが、別表第1中「黒古コミュニティセンター、郡上市白鳥町為真149番地1、地区の産業、経済の振興、教育、文化の向上等住民生活の安定を図るためのコミュニティ活動施設」とありますものを削るとしてございますし、もう一つ別表第2の中にもございます「黒古コミュニティセンター、郡上市白鳥町為真149番地1」を削るということでございます。

また、附則のところでございますが、施行期日、第1項としまして、この条例は、21年4月1日から施行するとしてございますし、もう一つこれに関連しまして、郡上市の公の施設使用料徴収条例の一部を改正するということも上げてございます。第2項、郡上市公の施設使用料徴収条例の一部を次のように改めるということで、ここでも別表に定めてございます「黒古コミュニティセンター」を削るという手続をさせていただいております。

新旧対照表のところは、今読み上げましたとおりですので省略させていただきます、資料としまして、この施設の位置、それから概要について述べてございます。

まず位置でございますが、ちょうど白鳥インターといいますか、市街地手前のところで上部に中部縦貫道が横断しておる場所がございますが、その手前約数百メートルのところを国道から左側に入ったところに、このセンターが設置されてございます。

施設の概要、下側にまとめてございますが、建築年月日、平成7年1月12日の竣工で14年たっておるというもので、鉄骨づくりの1階建て、面積が169.55ということ。事業費が

2,791万3,000円と、当時白鳥町の単独集会場整備事業ということで建設されたものでございます。

その横に用地ということで上げてございますが、民地（借地）という形態でして、面積が465.22平米、借地料が年間15万円ということでございます。このことにつきましては、すべて地元の方でこれまで御負担をしてきていただいております。

利用の対象者でございますが、為真自治会、為真1号・為真10号組ということで使っております。

利用の形態等、その横に書いてございますが、当時はこういったコミュニティ施設がないということで、非常に必要な施設で設置がされたわけなんです、このところ近くに関連します葬儀等の施設ができ、従来からの法事等の利用がなくなったということであるとか、また民間の施設でもって集会等の取り扱いも可能になったというようなことから、地元での維持管理が非常に大変というような背景の中で、今回行政財産から一たん用途を廃止させていただくという手続をお願いするものでございますので、ひとつよろしくお願いたします。以上でございます。

**議長（美谷添 生君）** それでは、議案第18号の説明を求めます。

服部農林水産部長。

**農林水産部長（服部正光君）** それでは、議案第18号の説明をさせていただきます。

議案第18号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について。

郡上市営牧場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上市営高鷲牧場の民営化に伴い、牧場の財産を処分するため、この条例を定めようとする。

1枚はねていただきますと、本文でございます。

もう1枚はねていただきますと、新旧対照表がございますが、こちらで説明させていただきます。

まず、左側が新で、右側が旧でございます。旧の別表第1、2条関係でございます。「郡上市営高鷲牧場」、位置につきましては、「郡上市高鷲町鷲見字中棚520番地」でございますが、民営化に伴いまして削るということでございます。

この件につきましては、1月に高鷲牧場の公募をいたしました。応募がございまして、選定委員会等を開きまして貸し出し者が決定いたしました。このことに伴いましての条例改正でございますので、よろしくお願いたします。

**議長（美谷添 生君）** それでは、議案第19号、第20号の説明を求めます。

田中商工観光部長。

**商工観光部長（田中義久君）** 議案第19号 郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、宿泊使用料を変更するため、この条例を定めようとする。

御説明を申し上げます。

1枚めくっていただきますと、今回の改正内容がございますが、別表中「3,500円」を「4,000円」に改めると。

もう1枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。

別表1の宿泊使用料、使用区分は三つございます。一般、中学生生徒、4歳以上小学生児童と。このうち一般につきまして、和室の使用料「3,500円」を「4,000円」に変更するものでございます。

この中身につきましては、現在サイクリングターミナル、郡上八幡産業振興公社に指定管理者として管理運営をお願いしておりますところでございます。このほど3年を経過しまして、指定管理の更新時に当たり見直しを図りましたところ、指定管理料がゼロ円と今般大きく変化をいたします。この指定管理料がゼロ円になる機会に、従来ございました民間宿泊施設との均衡を図るという部分がございますして、料金の改定を提案させていただくところでございます。ちなみに周辺、八幡地域の素泊まり料金、旅館の平均が5,678円、民宿の平均が4,420円、他の市の市営の宿泊施設でございますカルヴィライとしろは5,250円、ハートピア四季6,000円ということでございます。

以上のことによりまして、4,000円に改定をさせていただきたいというものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第20号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について。

郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、統計法の全部改正等に伴う所要の規定を整備及び交付対象者について期間を限定し拡充するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、もう1枚おめくりいただきますと新旧対照表でございます。

第3条のところでございますように、用語の意義の交付対象者の大分類につきまして、平成21年4月1日から施行されます統計法の施行令に基づいて改正するものでございます。

それから、今の新旧対照表の裏に附則の改正部分の新旧対照表がございます。この3号のと

ころに、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第3条第1号中「5人以上」とあるのは「3人以上」と、同条第2号中「3人以上」とあるのは「1人以上」と読みかえるものとするということでございます。これは、現在工場等設置奨励金の交付条例の施行をしてございますが、新設の場合には固定資産税評価額3,000万円以上につきまして常時雇用する従業員5人以上と、こうした要件につきまして設置奨励金を交付しておるところでございます。また、増設・新築等につきましては、固定資産税評価額1,500万円以上、新たに雇用する従業員が3人以上という要件をもちまして設置奨励金を交付しておるところでございますが、今般の極めて厳しい深刻な市内の製造業の対応の一環としまして、郡上市の緊急経済・雇用対策の一環としまして、この雇用条件を緩和しまして設置奨励金を交付したいと考えておるところでございます。新設の場合には、従業員「5名以上」とあるのを「3名以上」、増設・移築等の場合につきましては「3人以上」とあるのを「1人以上」と、このように条件を緩和して御支援を申し上げたいというふうに考えておるところでございます。現在の緊急経済・雇用対策の一環ということで、期間は3年間と限定をさせていただくこととしております。よろしくお願いたします。

**議長（美谷添 生君）** それでは、議案第21号から第24号までの説明を求めます。

布田健康福祉部長。

**健康福祉部長（布田孝文君）** それでは、議案第21号でございます。

郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、先ほど来の市長の施政方針演説でもございましたけれども、外来時におけます乳幼児等医療費の助成の対象を小学校6年生まで拡大するため、この条例を定めるものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

それぞれ新旧の中の年齢要件で「6歳」が「12歳」、それから受給者証の交付につきましても「6歳」から「12歳」ということで印がしてございますが、先ほど申しましたように、小学生までということでございますが、なぜ2カ所にあるということでございますが、現在入院に関する助成につきましては償還払いで進めさせていただいております。今回、この条例改正につきましては現物給付ということを考えておりますものですから、小学校6年生まではこのままですと現物給付の場合と償還払いと2回発生しますので、それを定めるために受給者証の中ではすべて現物給付でやるということにしますものですから、支給額のところと受給者証の交付申請のところでの第4条、5条の方の年齢を変えるということでございますので、よろしく

お願いいたします。

続きまして、議案の第22号でございます。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表の方を見ていただきたいと思います。

御承知のように、介護保険の保険料につきましては3年を1クールということで、旧の方を見ていただきますと、平成18年から平成20年までにつきましては、6条のところそれぞれ要件の中で1万5,600円、2号要件で1万5,600円、3号要件2万3,400円、4号では3万1,200円、5号では3万9,000円、6号では4万6,800円というふうになっております。これはちょうど(4)のところがいわゆる基準額といいまして、2,600円ということになっております。それで、(1)(2)等々については、(1)については、その0.5の1,300円、それから(2)も1,300円、(3)1,950円、これは0.75掛け、いわゆる低所得者の軽減を図っておるというふうに解釈していただきたいと思います。(4)につきましては基準額の2,600円、(5)は逆にふえておりますが、月掛けにしますと3,250円、6については3,900円ということで、こちらの方は所得に合わせて1.25、1.5倍ということで18年から20年は定めさせていただきました。

新につきましては、21年度から23年度までの3年間の保険料をここで定めさせていただくものでございます。御承知のように、このことにつきましては、要介護認定者の方が平成12年、1,200名ほどでございましたが、平成20年度には約2,000人ほど、それから介護給付費の方でございまして、平成12年度につきましては14億2,600万円ほどでございましたが、平成19年度におきましては26億6,800万円と、非常に介護給付費の方はふえてございます。それで市としては、1号保険者の20%に当たります方々からの保険料をいただくことになるわけでございますが、先ほど申しましたように、非常に介護給付費の方がふえておるということで、試算を申し上げまして、今回この保険料に改正をさせていただきたいというものでございます。

ちょっと戻っていただきまして、条例の2枚目の方へ1枚戻っていただきたいと思います。

条例の中の第6条におきまして、保険料の方は1万9,458円、(2)も1万9,458円と、(6)の1.5倍までの方につきましては5万8,374円と、端数まで細かく保険料としては正規には定めさせていただきますというふうに思っております。

それで、下の経過措置でございますけれども、まず保険料としましては、21年からの保険料

につきまして、平成20年度以前の介護保険料については従前のおりとするということでございますが、21年から23年度までにおける保険料率の特例ということで第3条を定めさせていただきます。このことにつきましては、わかりやすく言わせていただきますと、(4)のところの基準額のところでございますが、この基準額の0.87を掛ける階層を一つ設けさせていただいて軽減措置を図りたいという考え方のことが第3条のところに書いてございます。

それから、第4条のところにつきましては、21年度から23年度における保険料率は、新条例第6条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該該当というふうにするということで、実際のところは、第1号の第38条第1項第1号に該当する方は1万9,200円、以下第6項で5万7,600円ということでございますが、先ほどの附則の中で、0.87掛けの方を1人設けますので、それが括弧の中で3万3,408円ということで、今回の条例改正をお願いするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案の第23号でございます。

郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてでございます。

郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、介護従事者処遇改善臨時交付金を積み立てる郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金の新設に伴い、基金の運用管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものでございます。

めくっていただきますと、まずこのものが何やということだけ簡単に御説明させていただきますと、御承知のように、介護報酬が3%ということになっております。この介護報酬の改定によりまして、一般市民の方の保険料の上昇を抑えるということで、この臨時の交付金が市の方にもいただくことになっております。その交付金を使わせていただきながら、介護保険料の方を少しでも減らしていくということで、この基金を積み立てよというようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

それで、設置につきましては、今申し上げたとおり、介護報酬の改定に伴いまして、少しでも介護保険料の急激な上昇を抑制するため、被保険者の負担の軽減を図るために、この特例基金を設置するものでございます。

基金の額としましては、これはまた予算で出てまいりますけれども、被保険者の軽減分といたしましては2,102万2千4,198円、それからそのことのPR経費として287万7,200円ということで、合計2,390万1,398円ということでございます。

管理につきましては、第3条ですが、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確

実かつ有利な方法で保管しなければならない等々が書いてございます。

それで、第6条をちょっと見ていただきますと、基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができるということで、郡上市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するために財源として充てるということが1点ございます。

また(2)項では、広報啓発でありますとか、それから電算処理のシステムの整備についてこれを充てることができるということでございます。

おおむね介護保険料の方で換算しますと、基準額で1ヵ月1人43円ほど、ですから先ほどとちょっと前後しますが、介護保険条例の中では基準額でいきますと3,243円というのが細かい数字であります、その43円をこの基金で軽減させていただき3,200円という形にお願いをしたいということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案の第24号でございます。

郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について。

郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上市地域医療センター国保小那比診療所の位置変更に伴い、この条例を定めようとするものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表の方を見ていただきたいと思います。

小那比の診療所につきましては、予算措置をさせていただきます、旧の方では「小那比3475番地」に現在の診療所がございしますが、今新たに旧保育園の跡地のところに旧保育園の建物を利用しながら改築をしておりますが、そちらの方へ住所を変えるということで「小那比3115番地1」に変更させていただくものであります。よろしく願いいたします。

**議長（美谷添 生君）** それでは、議案第25号から第30号までの説明を求めます。

常平教育次長。

できるだけ簡略に要旨について説明をお願いします。

**教育次長（常平 毅君）** それでは、議案第25号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、学校給食法の一部改正に伴い所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

お手元の方に1枚のA3の資料をお配りさせていただいております。条例改正の概要（平成

21年第2回郡上市議会定例会資料・教育委員会)という資料をお配りしておりますので、これ以降の条例改正につきまして、これに基づきまして説明をさせていただきたいと思ひます。

今の学校給食法の条例の改正でございますが、第1条の引用条項を改めるものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表がございすが、そことあわせながらごらんをいただきたいと思ひます。

引用条項につきましては、「第6条第2項」を「第11条第2項」に改めるものでございまして、この改正によりまして、この条例の内容が変更するものではございせんので、よろしくお願ひをいたします。

施行日としましては、平成21年4月1日からでございます。よろしくお願ひをいたします。

次、議案第26号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、公民館体制の整備に伴い、当該特別職職員の区分、報酬等を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

資料の方をごらんいただきたいと思ひます。

改正の概要でございますが、おおむね小学校区を区域とする公民館体制に移行していくことと等に伴い、公民館に関する非常勤の特別職職員の区分及び報酬額を改めるとともに、移行後の公民館体制では置かない地域公民館運営審議会委員及び公民館体育委員の報酬を削るものでございます。これにつきましては、別表を改めるものでございます。

この資料の裏面をごらんいただきたいと思ひます。

裏面の中ほど少し下の2でございますが、公民館に関する非常勤の特別職職員の報酬というふうに書いてございます。右側が20年度、左側が21年度でございます。この網かけのところが、改めるところでございます。右側の地域公民館運営審議会委員から公民館体育委員までございます。これを左側の「地域公民館長」「地区公民館長」「公民館主事」というふうに変更するものでございます。

なお、この20年度が一番右側の現行報酬、参考と書いてございますが、これにつきましては、今現在お支払いをしております報酬額でございます。参考にさせていただきたいというふうに思ひます。

なお、この条例の施行につきましては、平成21年4月1日から施行をしたいというものでございますが、どうぞよろしくお願ひをいたします。

次でございます。

議案第27号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について。

郡上市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、公民館体制の整備に伴い、公民館の名称、位置等を変更するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきながら資料の方をごらんいただきたいと思っております。

改正の概要でございますが、おおむね小学校区を区域とする公民館体制に移行していくこと等に伴い、公民館の構成、名称及び位置を改めるとともに、新たに大和、高鷲及び和良の地区館を加えるものでございます。

また、新しい体制移行後の公民館体制におきましては、地区公民館ごとに運営協議会組織が設置されることに伴いまして、地域公民館運営審議会を置かないことにさせていただくものでございます。

改正の内容でございますが、第2条におきましては、公民館の構成を改めるものでございます。

第3条におきましては、地域館及び地区館の名称及び位置を改めるとともに、大和、高鷲、和良の地区館を加えるものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思っております。

裏面の1番、公民館体制の概要というところがございまして、同じく右側が20年度までの体制、左側が21年度からの体制でございます。同じく網かけの部分が改めるところでございます。

なお、21年度の体制のところには拠点施設等の建物の名称が載っておりますが、この建物の位置が第3条で申します位置をあらわしているというものでございます。

上から、中央館につきましては変わりはありません。

地域館につきましては、大和地域の位置、それから白鳥公民館の名称を改めるものでございます。

その下にまいりまして、地区公民館につきましては、八幡地区館におきましては一部字句の修正はございますが、変更はございませんか。

それから、大和地域におきましては、右側、13分館であったものを4地区館として加えるものでございます。

それから、白鳥地域でございますが、名称の変更をし、位置を明記するものでございます。

高鷲地域におきましては、9分館であったものを2地区館として加えるものでございます。

それから、美並地域におきましては、19分館であったものを3地区館として、一部位置も変

更をいたしまして改めるものでございます。

それから、明宝地区館におきましては、1地区館7分館であつものを1地区館、それから位置を変更するものでございます。

それから、和良地域におきましては、15分館であつものを1地区館として加えたものでございます。

以上、19地区公民館63分館を、26地区公民館とするものでございます。

表の方にお戻りいただきまして、この改正の内容でございますが、あと旧の第7条というところがございます。地域公民館運営審議会の条項を削るということでございます。

あと、ほかの条項につきましては、条項の繰り上げ、またそれによります引用条項を改めるなどの内容のものでございます。

施行日につきましては、平成21年4月1日から施行するものでございまして、那比公民館の位置につきましては、国道の移転等の関係もございまして、平成21年9月1日から改めるものでございます。よろしく願いをいたします。

次、議案第28号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、図書館体制の整備に伴い図書館の名称等を変更するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきながら資料の方もごらんをいただきたいと思ひます。

改正の概要につきましては、今申し上げましたように、体制を整備することに伴ひまして図書館の構成及びその名称を改めるものでございます。

改正の内容でございますが、第2条が構成を改めるものでございます。

第3条につきましては、名称を改めるものでございまして、これもまた裏面をごらんいただきたいと思ひます。

裏面の3. 図書館体制の概要ということで、一番下にその体制の概要をあらわしてございませう。同じく右側が20年度までの体制、左側が21年度体制ということでございまして、中央図書館、地区館、分館、分室というふうにあつたものを、左の新体制のように、本館、分館、5分室というふうに改めまして名称を変更させていただくものでございます。

お戻りいただきまして、この条例につきましても、平成21年4月1日から施行をさせていただくものでございます。よろしく願いをいたします。

次、議案第29号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上市白鳥社会福祉センターを社会教育施設として位置づけることに伴い、この条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表をごらんいただきながら、資料をごらんいただきたいと思います。

第29号でございますが、改正の概要でございます。

「郡上市白鳥社会福祉センター」を「白鳥文化ホール」に名称を変更して社会教育施設に加えることに伴い、開館時間及び休館の規定、使用者及び入館者に対する禁止や制限規定、そして指定管理者制度導入に対応できる規定、さらには使用料の規定について加えるものでございます。

改正の内容でございますが、第2条につきましては、その名称と位置を加えるものでございます。

新しい新第4条・第5条につきましては、開館時間、それから休館日に関する規定を加えるものでございます。

新第8条につきましては、使用权の譲渡等の禁止に関する規定を加えるものでございます。

新第9条につきましては、特別の設備等の制限に関する規定を加えるものでございます。

それから二つ飛びまして、新第14条につきましては、入館の禁止等に関する規定を加えるものでございます。

それから、新第16条から第19条までにつきましては、指定管理者制度導入に対応できるよう、管理の代行、指定管理者が行う義務、指定管理者の権限及び利用料金の収入に関する規定を加えるものでございます。

なお、最後、別表でございますが、別表につきましては、引用条項、文言を改めまして、白鳥文化ホールの使用料を加えるものでございます。

なお、この使用料につきましては、現行の使用料と同額でございまして、変更はございません。

あとの条項につきましては、条項の繰り下げ、それによる引用条項等を改めるなどの改正内容でございます。

施行日につきましては、平成21年4月1日からの施行ということでございます。よろしくお願いをいたします。

次、議案第30号でございます。

郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める

ものとする。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上市相撲場の設置に伴い、この条例を定めようとするものでございます。

はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきながら資料の方もごらんいただきたいと思っております。

改正概要につきましては、今申し上げましたように、相撲場の施設及び使用料を加えるものでございます。

別表第1につきましては、郡上市相撲場を加えるものでございます。

別表第2につきましては、郡上市相撲場施設の使用料を定め、加えるものでございます。この使用料につきましては、年間の施設の維持管理に係る経常的な経費と、それから年間の使用時間を推計しまして、時間当たりの経費を設定根拠としてございます。

また、高山、大垣、岐阜市等の料金も参考とさせていただいております。この1時間当たりの料金を設定すれば、あとはそれぞれ自動的に半日、1日等々の金額を設定できる体系となっておりますので、それに基づいて料金を設定させていただいております。

施行につきましては、平成21年4月1日からお願いをしたいというものでございます。

以上、6議案につきまして説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

**議長（美谷添 生君）** お諮りをいたします。ただいま説明がありました23件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま所管の常任委員会に付託いたしました議案第8号から議案第30号までの23件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第30号までの23件については、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることと決定いたしました。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は1時を予定いたします。

(午後 0時05分)

---

議長(美谷添 生君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

議案第31号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(美谷添 生君) 日程29、議案第31号 平成20年度郡上市一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長(山田訓男君) 議案第31号 平成20年度郡上市一般会計補正予算(第7号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

恐れ入りますが、1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,137万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302億2,829万4,000円とする。

それから、繰越明許費の補正でございます。第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

それから、地方債の補正でございます。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるでございます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお願いしたいと思います。

最初に、第2表の繰越明許費補正でございます。

このことにつきましては、年度内に支出を終わらないということでの経費につきまして、翌年度へ繰り越し手続をさせていただくということでございます。

追加で、款、項、事業名、金額を読み上げさせていただきます。

農林水産業費の農業費、燃油・肥料高騰対応緊急対策事業170万円、それから林業費、道路整備交付金事業2,808万1,000円、次に土木費でございますが、道路橋りょう費、沿道林修景整備事業609万7,000円、合併特例道路整備事業1,430万4,000円、過疎対策道路整備事業4,524万5,000円、辺地対策道路整備事業1億7,348万1,000円、道整備交付金事業1,400万円、次に都市計画費でございますが、まちづくり交付金事業2億8,330万円、大正町公園整備事業6,385万

5,000円、次、教育費でございますが、中学校費、中学校等校舎等整備事業703万5,000円、社会教育費、文化センター施設管理経費1,975万4,000円でございます。

次に、第3表の地方債補正でございます。

ここでは限度額の変更ということでの補正手続でございますので、起債の事業名、補正前の額、補正後の額ということで読み上げさせていただきます。

一般単独事業15億2,790万円、補正後ですが14億5,380万円、そのうち自然災害防止事業1億1,540万円を1億690万円、合併特例事業14億1,425万円を13億4,690万円に、それから辺地対策事業、7億9,380万円を7億3,050万円に、過疎対策事業3億8,860万円を3億8,140万円に、合計で35億1,566万円を33億7,106万円にということで補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入から御説明をします。

10ページをお願いいたします。

最初に地方特例交付金の地方特例交付金でございますが、1,143万6,000円の増額でございます。この中身でございますけれども、児童手当に关します特例交付金並びに減収補てんという名目で特例交付を受けておりました、この額が両方と合わせてこれだけ確定をしたということで増額させていただきます。

それから次、特別交付金でございます。減額の726万3,000円としてでございます。これは減収補てんに伴います特例交付ということで制度化されておるものですが、これも確定に伴いまして減額措置をとるということでございます。

次、分担金及び負担金の分担金で、農業水産業費分担金、減額の223万8,000円でございます。そのうち農林業費分担金で217万7,000円の減額ということでございますが、どちらも事業の確定に伴いまして県営の土地改良の分担金、これはため池とか中山間地の関係ですが145万1,000円、それから県単の土地改良、これはかんがい排水等の分担金ですが72万6,000円ということでございます。それから、林業費分担金6万1,000円の減額、これは市の単独によります林道関係の分担金を減額するということでございます。

次に、使用料及び手数料の商工使用料でございます。減額の1,680万円としてでございます。温泉施設の、これは明宝の湯星館でございますが、当初の見込みより利用者の減少というような状況の中で減額の手続をさせていただいております。

それから、土木費の土木使用料でございますが、こちらは住宅使用料と、それから過年度の住宅使用料、増減ございませんけれども、住宅の使用料は減額で過年度分で回収をしたといえますか、ふえてございます。

それから次、使用料及び手数料の衛生手数料、減額の180万円、粗大ごみの処理手数料でございます。これは、価格高騰によりまして、金属類の直接搬入量が当初の予定よりも少なかつ

たということで減額してございます。

それから、農林水産業手数料ですが450万円、家畜診療におきます手数料がふえてございます。

次に国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金、減額の876万7,000円。これは保険基盤安定負担金ということで制度化されておまして、交付額の確定に伴いまして今回減額するものです。

次の衛生費国庫負担金66万1,000円の減額。こちらにおきましては、事業の制度が変更になりまして、健康増進法の方で対応するということから66万1,000円落としてございます。

次、国庫補助金の民生費国庫補助金2,626万5,000円の増ということで、最初に児童福祉費の補助金、次世代育成支援対策ソフト交付金としてございます。192万3,000円の減額でございます。こちらは交付金の内示がございまして、額が確定したことによります減額でございます。次の老人福祉費の補助金、地域介護・福祉空間整備等交付金という名称でございまして、実際のところはグループホームの施設整備の関係で、後ほど歳出でも出てきますが、新規にこういった補助が該当して受け入れてございます。次、介護保険事業費補助金2,390万1,000円の増ということで、このことにつきましては、介護従事者の処遇改善ということで、今回その保険料の上昇分につきまして抑制措置としての交付がなされたということの受け入れでございます。

次、衛生費国庫補助金88万2,000円の減額でございます。これは合併処理浄化槽の設置整備事業補助金ということで、設置実績に伴いまして今回減額措置をとらせていただくものです。

次、土木費国庫補助金1,187万4,000円でございますが、このことにつきましては、まちづくり交付金の関係で国の2次補正によるかさ上げが1,340万円、それから住宅費の補助金、こちらは住宅の家賃収入の補助、それから木造住宅の耐震関係での補助が減額になったということからの増額でございます。

次に消防費国庫補助金、12ページに入っておりますが、390万9,000円の減額でございます。消防施設等の整備費補助金、防火水槽に関しまして整備を行いました結果、入札差金というようなことでこちらの補助金も減ったということでございます。

次が県支出金の県負担金、民生費県負担金6,654万8,000円の減額でございます。これは国保保険料の追加軽減策に伴う減ということで減額になってございます。実績に伴うものということでお願いをいたしたいと思っております。

次、衛生費県負担金73万6,000円の減額でございます。このことにつきましても、制度が改められまして、健康増進法で実施されるために国庫では減額措置をとらせていただくというものでございます。

それから、県委譲事務交付金137万9,000円の増ということで上げてございます。これは県の

委譲事務の額が確定したということなのですが、市におきましては約20件相当の県委譲の事務を対応しております、その額の確定によるものでございます。

次が県支出金の県補助金、総務費県補助金でございます。9万2,000円の減額でございます。一つは振興補助金105万5,000円、それから自主運行バスの総合補助、この自主運行につきましては幾つかの路線があるわけなのですが、その総計が114万7,000円の減額と、合わせまして両方で9万2,000円の減額という手続でございます。

次が民生費の県補助金84万円の増でございます。児童福祉費補助金としまして、病児・病後児保育事業の補助金が確定をしたということでございます。

次が衛生費県補助金153万6,000円の増でございます。保健衛生費補助金241万8,000円、健康増進事業で、先ほど二つほど減額してございますが、新たにふやさせていただくということでございます。次が清掃費補助金88万2,000円の減額でございます。合併浄化槽の設置実績に伴いまして補助金の減額をするということでございます。

それから、農林水産業費県補助金2,040万6,000円の減額でございます。その一つですが、農業費補助金63万1,000円の減額でございます。農業委員会費の交付金では7万2,000円増と、これは実績によるものですがふえてございます。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の方で70万3,000円の減額と、これは実績に伴うものですが、合わせて63万1,000円の減額ということでございます。次が農地費補助金244万円の減額、県単の土地改良事業補助金、これも事業確定に伴いまして減額させていただくということです。次が林業費補助金でございます。1,733万5,000円の減額でございます。ここでは幾つかの事業をやっております、右の方に上げてございますが、一つ一つ読みませんが、それぞれ事業確定に伴いまして減額措置をとらせていただいたということでございます。

次が商工費県補助金1,096万6,000円の増ということでございます。県の市町村補助金の額が確定したということございまして、ここでは郡上おどり、白鳥おどり、それからめいほう高原音楽祭に充当させていただいております。

それから次、土木費県補助金164万円の減。住宅費補助金、木造の耐震診断の補助、それから耐震の補強工事の県補助ということで、どちらも予定した件数ほど利用がなかったということに基づくものでございます。

それから次が、教育費県補助金592万7,000円の増というものでございまして、社会教育費補助金92万7,000円。これは放課後子ども教室の推進事業、児童ふれあい交流促進事業ということで、県の採択になったということで上げてございます。それから次が、保健体育費補助金500万円。これはスノーボードのワールドカップの県の振興補助ということで受け入れをさせていただきます。

次が財産収入の利子及び配当金1,503万7,000円でございます。基金利子ということで、財政調整基金ほか12の基金から発生した利息ということでございます。

次が不動産売却収入119万9,000円。これは法定外公共物の売り払いということで、3件ございました。

次、14ページを見ていただきまして、寄附金でございます。一般寄附金で4,600万円でございます。これは内訳は二つに分かれておりまして、1件が財団法人郡上八幡産業振興公社から4,100万円、それから株式会社スクラムから500万円ということで御寄附をいただいております。

それから、ふるさと寄附金280万8,000円。これは制度化させていただき、都合29件いただきまして、その総額が280万8,000円ということでございます。

なお、右側にそれぞれの使途と申しますか、こういう形でということでの御寄附の概要を書いてございます。

次が総務費寄附金100万円。これは寄附目的としまして、まめバス購入及び交通対策に使ってほしいというようなことで御寄附をいただいております。

それから、商工費寄附金20万円。このことにつきましては、郡上おどりの運営にということで御寄附をいただいております。

次が繰越金1億6,270万8,000円、前年度からの繰り越しということでございます。

諸収入、市預金利子761万3,000円、歳計現金預金利子ということでございます。

次が貸付金元利収入、減額の1,041万1,000円でございます。貸付金の元金回収で1,036万2,000円、それからその利子回収で4万9,000円ということで書いてございますが、高額療養費の関係の貸し付けが当初予定したほど要らなかったと申しますか、実績による減額ということとか、災害の関係での援護資金の関係で不要になったということでございます。

それから、諸収入の雑入でございます。2,684万3,000円の増で、総務費の雑入1,870万3,000円、市有財産の損害保険、これは建物共済ですが33万9,000円、それからふるさと会員の関係で減額の43万4,000円、それから県の市町村振興交付金1,311万2,000円、これはオータムジャンボの宝くじの交付金ということでございます。そして、県の高齢者の広域連合の人件費分538万6,000円、日本公園村助成金30万円という内容でございます。次に、民生費雑入110万円。これは民生費関係の附帯事務ということで、延長保育の関係での返還金ということになってございます。それから農林水産業費雑入、減額の875万9,000円。農業者年金の取り扱い事務で9万7000円の減額、木工センターの製品販売の収入の減額で830万円、それから市有財産の損害保険の関係で36万2,000円ということでございます。そして商工費雑入、減額の395万4,000円としてございますが、温泉施設、3館でございますが、物品売り上げの減収ということで上げてございます。次が教育費雑入1,975万3,000円、これは日本まん真ん中センターでございます。

けれども、雷の被害を受けまして保険の受け入れということで計上してございます。

それから市債、減額の1,510万円でございます。合併特例債で1,510万円、この特例債につきましては、防災無線の関係での事業費が安く上がったということによるものです。

次、16ページを見ていただきまして、農林水産業債1,260万円の減額、農業債、林業債、それぞれ上げてございます。合併特例、辺地対策、過疎ということでございますけれども、いずれにしても事業確定に伴いまして起債を減額ということでございます。

土木債につきましても同様でございます。減額の7,140万円ということで、道路橋りょう債が4,430万円、河川債が80万円、都市整備債が2,630万円ということで、それぞれ減額措置をとらせていただいています。

それから、消防債230万円の減額。こちらにおきましても、特例債、辺地債、過疎債ということで、防火水槽とか小型動力ポンプ等の整備させていただきました折に入札差金により発生した起債を減額するというところでございます。

それから、教育債4,320万円の減額。辺地債で減額してございますが、こちらにおきましては、美並のスクールバスの車庫の建設ほか整備の費用がおかげさまで安く上がったということでございます。

続きまして、歳出の御説明をします。

最初に総務費の総務管理費、一般管理費でございますが、9,004万1,000円の減額でございます。

なお、ここをあと見ていただきますと、説明欄に項目が上がっておって金額が入っていないところがございます。これは財源の組み替えということで、その横に金額が上がっておりますのは増、あるいは△ですと減ということですが、そういう内容のもので、あらかじめお願いをしたいと思います。

職員手当で9,004万1,000円。職員給与費としてございますが、勸奨退職に伴います特別負担金、15人分を計上させていただいております。

それから、財産管理費2億2,714万円の増でございます。需用費の修繕でございますが、その横に財産管理費、同額の33万9,000円上がってございますけれども、和良のシイタケ生産施設の修繕費ということで、雷の被害を受けまして計上してございます。それから、15の工事請負費94万8,000円でございますが、この内容は、この庁舎の前のところに自然休養村管理センターの1階部分に喫茶コーナーが設けられてございますが、4月以降あそこが市の事務室といえますか、公の形で使えるということから工事請負費を94万8,000円上げてございます。それから、積立金の2億771万5,000円でございます。これは、その横の財政調整基金、減債基金、その他特目基金、ふるさと応援基金、それから一番下の土地開発基金繰出金、この五つを足し

た額がこの額になりまして、それぞれ基金積み立てをさせていただくと、あるいは繰り出しをさせていただくということでの額になってございます。それから繰出金の1,813万8,000円、これは後ほどもまた宅地開発の特別会計の補正をお願いしますが、会計への繰出金ということで計上させていただいてございます。

それから次、企画費3,327万1,000円の増でございます。需用費、印刷製本ですが、減額の57万3,000円。これは自立型コミュニティ、あるいは男女共同参画プランというところでの印刷製本の事業を予定してございましたが、事情により次年度へ送らせていただくという手続をとらせていただいております。それから、役務費の通信運搬費31万の減でございますが、ふるさと会員への郵送料等が当初に予定したほど必要なかったということで減額してございます。それから、負担金、補助及び交付金の補助金3,415万4,000円の減額です。これは説明欄の右側に長良川鉄道支援対策事業35万8,000円、同じく近代化整備事業1,850万3,000円、それから長良川鉄道の経営対策事業5,301万5,000円ということで三つ上げてございますが、それぞれ長良川鉄道に対する補助金ということでございます。

それから次、情報管理費の1,513万9,000円の減額でございます。委託料と工事請負費としてございますが、防災行政無線、大和地域を今年度整備してございますが、入札差金ということで減額措置をとらせていただいております。

次に18ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費で減額の72万4,000円でございます。これは戸籍総合システムの保守料でございますが、更新に際しまして、約半年分ですが、当初の見込みから要らなくなったということで減額してございます。

次が民生費の社会福祉費、社会福祉総務費でございます。扶助費で38万の増、これは父子手当が当初の予定よりもふえたということでございます。それから貸付金の500万円の減額、これは高額療養費の貸し付けが当初予定していたほど要らなかったということ、それから償還金27万4,000円減額ですが、災害援護者資金貸付事業の方が、これも当初予定したほど要らなかったということでございます。それから繰出金、減額で9,154万5,000円でございます。説明欄に上げてございますように、国保の特別会計の繰り出し8,850万9,000円、それから同じく直営診療の施設勘定への繰り出し303万6,000円ということで、当初見込んだ額ほど要らなかったということで減額措置をとらせていただいております。

それから、障害者福祉費220万円の増でございます。最初に扶助費ですが、日中一時支援事業ということで、地域生活支援事業を立ち上げてございますけれども、当初の利用見込みよりもふえたということで増額手続をさせていただくものでございます。

それから、老人福祉費1,705万3,000円の減額でございます。扶助費で800万1,000円の減額。

このことにつきましては、説明欄に上げてございますように、給食の配食サービス、それから日常生活用品の給付事業、高齢者いきいき住宅の改善助成、いずれの事業につきましても、当初の見込みほど要らなかったということで減額手続をさせていただいております。それから、繰出金の905万2,000円の減額につきましては、後期高齢者の医療事業、それから介護サービスの特別会計への繰り出しということで、合わせまして905万2,000円の減額ということでございます。

それから次、老人福祉施設整備費428万7,000円ということで、歳入のところでも若干触れましたが、グループホームの施設整備、これは郡上八幡バラの家という施設がございますが、そちらの関係で補助金を受け入れて出すという形で措置してございます。

それから次、介護保険事業費2,390万1,000円の増ということでございますが、これは歳入のところでも触れましたが、介護従事者の処遇改善の臨時特例基金の積み立てということで、今回基金積み立てをしまして、21、22と2年間で抑制措置をとらせていただくという目的のものでございます。

次に、民生費の児童福祉費、減額の63万2,000円でございます。負担金、補助及び交付金で110万円でございます。これは次世代の交付金でございますけれども、事前協議の結果、不要になったということで減額をするものでございます。これは延長保育事業の関係のものでございます。それから、償還金、利子及び割引料の償還金につきましても、19年度分につきまして事業の該当にならないということから返還手続をとるということでございます。上の補助金につきましては20年度分ですし、下の償還金につきましては19年度分ということで、当初予定しておりましたが、事業の該当にならなかったということからそうした手続をとるものでございます。

次に、衛生費の保健衛生費992万9,000円の増でございます。賃金で379万2,000円の減額。これは保健師の産休とか育休とか、臨時的なそういった対応を想定し賃金に含ませておっていただくわけなんです、当初見込みほどそういった雇い入れがなかったということでございます。それから、負担金、補助及び交付金2,183万7,000円の増でございますが、病院事業会計への繰り出しということで、ここでは病院におきます退職に伴う特別負担の額につきまして一般会計から繰り出すということでございます。2人分予定してございます。次に、繰出金の811万6,000円の減額。20ページをお願いします。簡易水道への繰り出しということで、簡易水道会計の事業の確定に伴います一般会計への繰り出しを減額するということでございます。

それから、予防費209万7,000円の増でございます。委託料の業務委託で上げてございまして、上から二つ目の予防接種事業で増額手続をさせていただいております。各種の予防接種をやってきておりますが、その最終的な実績に基づきましてふやさせていただくということでござい

ますし、それ以下のものは財源の組み替えということでここには上げてございます。

次が環境衛生費、減額の1,064万1,000円でございます。負担金、補助及び交付金で403万8,000円、これは合併浄化槽の設置の事業が当初の見込みほどなかったということで減額してございます。それから、繰出金で660万3,000円の減額でございます。これは下水道の特別会計への個別排水と小規模排水の関係での減額でございます。

それから次に、衛生費の塵芥処理費で5,057万1,000円の減額でございます。需用費3,883万円、燃料で3,743万円、それから修繕費で140万円ということでございます。特に燃料費につきましては、昨年度かなり高騰ということで心配したわけなんです、その後価格が下がってきまして、おかげさまでこれだけの減額措置をとらせていただけるということでございます。それから委託料、業務委託で984万円の減額でございます。このことにつきましては、郡上クリーンセンターの飛灰の関係で、当初の予定よりは発生量が少なかったということで減額してございます。それから、工事請負費190万1,000円でございますが、入札差金ということでお願いをいたします。

それから次、農林水産業費の農業費の農業委員会費でございますが、18万7,000円の減額でございます。これは、いずれにしても北・南の農業委員会の事務費、それから小作料改定事業、農業者年金事務等、国の費用の確定に伴うものということで、財源の組み替えもさせていただいております。

それから、農業総務費につきましては、職員給与の組み替えということで、額の増減はございません。

それから、農業振興費57万5,000円でございます。燃油・肥料高騰対応緊急対策事業で170万円、それから鳥獣の被害防止の整備事業で減額の112万5,000円ということで、実績によるものと、上の方は新規でございますが、相殺しまして57万5,000円ということでございます。

それから、畜産業費211万5,000円の増でございます。このことにつきましては、事業実績によりまして不足分を増額させていただくということでございます。特に医薬材料費ということで162万3,000円の増額をお願いしてございます。

それから次、農林水産業費の農地費の農地総務費でございます。減額の454万7,000円、これは下水道会計への繰出金の減ということでございます。次に、土地改良費1,618万9,000円の減額でございます。最初に需用費、県単の土地改良事業費で609万4,000円、それからめくっていただきまして、使用料、工事請負、負担金、補助及び交付金ということで上げてございますが、説明欄に上げてございますように、県営の市町村合併の農道整備、これは大峠トンネルの関係の事業でございますが、それから郡上南部の広域農道の整備、県営の中山間地の関係の事業等の事業が確定したということに伴いましてそれぞれ減額の措置をとらせていただくということ

でございます。

次に農林水産業費の林業費の林業総務費、ここでは額の増減はございません。組み替えということをお願いをしています。

林業振興費、減額の4,125万7,000円。このことにつきましては、説明欄に造林推進事業以下諸々の事業費が上げてございますが、事業の確定に伴いまして事業費の整理をさせていただくということでございます。

次が林道費の減額の541万2,000円、これにつきましても県単の林道、市単の林道ということで、事業確定によるものでございますので、よろしくをお願いいたします。

それから、林業施設費830万円の減額でございます。賃金、需用費、それから原材料ということで書いてございますが、明宝の木工センターにつきまして、このほど休業ということでの措置をとらせていただいております、その関係の減額をお願いしてございます。

それから商工費の商工総務費と観光費、こちらにつきましては、いずれも事業費の増減はございません。組み替えということをお願いいたします。

それから、観光施設費の減額440万1,000円でございます。賃金から需用費、役務費、委託料、原材料と上げてございますが、道の駅、温泉施設の関係でのそれぞれ事業費が確定をしたということで減額してございます。

それから、24ページをお願いいたします。

土木費の土木管理費、土木総務費、減額の4,127万7,000円。これは下水道特別会計への繰出金、特環と、それから同じく公共の関係で二つ合わせた繰出金の額がそれぞれ特別会計の方の額が確定したことに伴いまして減額措置をとらせていただいております。

それから次が、道路橋りょう費の道路新設改良費、減額の4,424万4,000円でございます。委託料、工事請負費、公有財産購入費、負担金、補償金、説明欄には関係します合併特例事業、過疎対策、辺地対策、道路自然災害防止事業ということをお願いしてございますが、いずれの事業につきましても事業が確定しまして整理させていただくということでございます。

除雪対策費1,542万4,000円の増でございます。需用費で542万4,000円、これは凍結防止剤が不足しまして購入したということですし、委託料の業務委託ですが、除雪業務の委託費が不足したということで1,000万円上げてございます。

それから、土木費の河川費の河川改良費80万円の減額。工事請負費で上げてございますが、これも事業の確定に伴いまして減額するものでございます。

それから次、都市計画費の都市計画総務費1,600万円の減額でございます。まちづくり交付金事業での事業確定に伴いまして減額をさせていただきました。

次に26ページをお願いしたいと思っております。

土木費の住宅管理費で、減額の260万円でございます。木造住宅の耐震診断の補助、それから耐震の補強工事でございますが、当初予定していたほど件数がなかったということで落としてございます。

それから消防費の常備消防費、これは予算の組み替えでございます。

次が消防施設費で410万円の減額でございます。需用費で120万円、工事請負費481万3,000円、備品購入287万9,000円、負担金、補助及び交付金239万2,000円の増ということでございますが、このことにつきましては、いずれにしましても防火水槽、あるいは小型動力ポンプ積載車ポンプ等を購入しました折に、入札の結果、安く上がったといったもの、あるいは負担金につきましては消火栓の設置が当初より若干ふえたということで、ふやさせていただいております。

それから次が、教育総務費で事務局費は予算の組み替えということで増減はございません。

次が学校通学対策費、減額の121万6,000円。これはスクールバスの購入が入札の結果、安く上がったということでございます。

それから教育費の中学校費の学校建設費、これも額に移動はございません。予算の組み替えということでございます。

それから教育費の社会教育費、社会教育総務費、公民館費、図書館費、いずれにつきましても組み替えということでお願いをいたします。

それから28ページでございます。社会教育施設費1,975万4,000円の増ということでございますが、文化センター管理経費ということで上げてございますけれども、中身は日本まん真ん中センターの落雷によりまして修繕をさせていただくといったものでございます。

それから、教育費の保健体育費につきましては、保健体育総務費、体育施設費、両方とも額の増減はございません。

それから、公債費につきましては237万3,000円ということで、元金を上げてございます。

以上、大変長くなりましたが、どうぞよろしく願いいたします。

**議長（美谷添 生君）** それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑がなければ、質疑を終結してもよろしいですか。

（挙手する者あり）

**議長（美谷添 生君）** 4番 野田龍雄君。

**4番（野田龍雄君）** 大分お聞きしたもんでちょっとわかったんですが、幾つか質問させていただきます。

20ページの郡上クリーンセンターについては、石油代が高騰したということでマイナスになっておると。これはたしか補正で幾らかこの前見まして、そしてふやしたんですけど、また減

らしたということで、ちょっと記憶にないんですけれども、この前ふやした分と、今回の減らした分で差し引きどのぐらいかということをちょっと教えてください。調べてくればよかったです、ちょっとできませんでしたのでごめんなさい。

それから、25ページのまちづくり交付金事業なんですけれども1,600万、これは事業確定によるものだというふうにお聞きしましたが、どこの事業なのかを説明してください。

それから、最後の30ページですが、一般職の職員手当が比較で9,000万ふえております。これはどういうことで9,000万になっているのか、ちょっと説明をお願いします。

**議長（美谷添 生君）** 大林市民環境部長。

**市民環境部長（大林茂夫君）** クリーンセンターの燃料費、灯油代でございますけれども、9月に大変値上がりしたということで5,168万6,000円の補正をいたしました。今回、3,743万の減額ということで、補正分としては1,425万6,000円を使ったということになりますが、全体でいきますと当初と補正を加えて1億7,639万1,000円の灯油代を9月補正で見たわけですが、あと今後の見込みも含めての補正ですけれども、最終的には約1億3,900万の灯油の使用料となりますので、よろしく願いいたします。

**議長（美谷添 生君）** 井上建設部長。

**建設部長（井上保彦君）** 土木費の都市計画総務費のまちづくり交付金1,600万円の減額でございますが、これにつきましては、場所は白鳥町のまちづくり交付金に係るものでございます。工事費の減額につきましては、駅の周辺のところ造成を行っておるわけですが、ここで予定しておりましたコンクリートの廃材、あるいは路床が予定より少なくなったということで、工事費におきましては1,440万円の減額ということで、トータルで1,600万円の減額というふうになっております。以上です。

**議長（美谷添 生君）** 松井市長公室長。

**市長公室長（松井 隆君）** 先ほどの職員手当の9,004万1,000円の増の説明をさせていただきます。

これは歳出のところ17ページの一般管理費でございますが、退職手当組合負担金として組合へ市が負担をいたします。負担をいたしまして、それは退職金といたしましてお支払いをいたしますので、こちらの方で手当としてふえてまいりますので、お願いをいたします。

**議長（美谷添 生君）** ほかはございませんか。

（挙手する者あり）

**議長（美谷添 生君）** 21番 金子智孝君。

**21番（金子智孝君）** 14ページなんですけど、寄附がありますが、説明がございましたが、振興公社からの寄附については説明が私どももよく受けておるんでわかりますが、スクラムと

いうところから500万という相当大きな金額をいただいておりますが、これについてはいかなる財源を確保されてこちらへ来たのかという説明がいただければありがたいと思います。

もう1点は17ページ、財産管理費の中の工事請負費で、これも説明を当然受けておるんですが、懸案でありました要するにアクアの改修になるわけなんです、これが改修されますと当然庁舎の一部として供用されるということですが、説明の中では具体的にどうかということはまだ未定だというお話を聞いておりましたが、あのスペースというのは庁舎の位置からいいますと1階でございますし、比較的利用のしやすいスペースでございますから、相当有効に使っていただきたいという思いはあろうかと思いますが、おおむねどういう御利用の予定であるかお聞きしたいと思います。この2点についてお願いします。

**議長（美谷添 生君）** 山田総務部長。

**総務部長（山田訓男君）** 最初の一般寄附金の（株）スクラムからの500万の件ですけれども、この用途につきましては一般寄附ということで扱いをさせていただくということで想定をしております。

それから、次の財産管理費におきます喫茶アクアでございますが、ここの跡利用ということでございますけれども、全般に会議室といいますか、この施設の中で少ないという状況もございまして、今のアクアについては、その分文化センターを会議室として確保したいということから、一般の事務室という使い勝手を想定し、今準備を進めておるところでございます。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

**議長（美谷添 生君）** 金子智孝君。

**21番（金子智孝君）** ちょっと僕の質問の仕方が悪かったんですが、スクラムというところから一般寄附が入っておりますよね、500万という。相当大きな金額ですよ、一般寄附としては。そういう寄附について、しかるべきあれがあれば感謝状を出すとかそういうことで謝意を表するということは通常あるわけなんです、何ゆえをもってこの500万という資金を御寄附いただいた、その経緯についてできればお尋ねしたわけでございますので、一般寄附は承知しております。

それから、事務室の改修費でございますが、いわゆる教育委員会事務の事務所として整備して準備したいという旨の御答弁だったと承るわけですが、そのとおりでございますか、確認します。

**議長（美谷添 生君）** 日置市長。

**市長（日置敏明君）** 私からスクラムの方からの寄附金についてお答え申し上げますが、東海北陸自動車道の全通等に伴いまして、大変ひるがの高原サービスエリアへの施設への立ち寄り

がふえて売り上げ等も上がったというようなことから、市の方へ寄附をしたいという申し出がございまして、ちょうだいをしたということでございました。趣旨は一般寄附ということで結構ですということでございましたが、郡上市の観光振興等にも役立ててほしいということでございましたので、ありがたくちょうだいをさせていただいたということでございます。

議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 喫茶アクアの跡利用の件でございますが、教育委員会事務局の事務室という考え方で今進めております。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 21番 金子君。

21番（金子智孝君） まずアクアの関係ですが、このスペースは、先ほども申し上げましたように、1階のスペースでございますし、相当利用のしやすいところだというふうに思っております。したがって、できることならば、ああいう言ってみれば利用のしやすいという面から言いますと、市民の利用、あるいは対外的な皆様方の出入りのしやすい利用ということになれば、できるだけそういった人の出入りのしやすいということを趣旨にした事務所運営、なぜそういうことを言うということになると、教育委員会スペースを例えばあそこへ入れるということになると多少余裕が出るということ、それから現在の商工観光部が入っておりますスペースというのはちょっと奥まったところで、私どもが利用させていただくには出入りの比較的しにくい場所に思えます。また、自動ドアではありませんので、あいたかあかんかわかんようなところへ入っていくという状態もございまして、できるだけそういう観光の皆さん方とか、あるいは市民の出入りのしやすいところでいえば、できるだけそういう部門を前面に出して、事務的なところについてはできるだけある面では奥まったとは申し上げませんが、そういうスペースの有効利用に考慮していただければありがたいというふうに思いますから、これは御意見として申し上げておきますので、特段の御答弁は要らないと思います。

それから、スクラムという話は時々聞くんですが、これは振興公社と違まして市との関係は、セクターでもございませぬし、指定管理に名が上ってくるお名前ではございませぬすよね。通常の一般企業という考え方なのか、できれば代表者のお名前を言っていただければありがたいと思います。

議長（美谷添 生君） 鈴木副市長。

副市長（鈴木俊幸君） ちょっと名前まで正確なところはお答えできませんが、井上という人が代表者になっております。それで、どういう関係がありますかといいますと、ひるがのサービスエリアの一株主となっておりますので、そういう関係があります。

議長（美谷添 生君） ほかに質疑はございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。質疑を終結し、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論はないようでありますので、採決を行います。

議案第31号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### 議案第32号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(美谷添 生君) それでは日程30、議案第32号 平成20年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長(布田孝文君) 議案第32号 平成20年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成20年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,622万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,489万2,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ153万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,903万9,000円とする。

2は省略させていただきます。

今回の補正内容の概要ですが、12月から11月の間の12ヵ月の医療費の算定がされまして、高額医療共同事業拠出金の額が確定したことと、それから特定健診・特定保健指導の契約時の単価、それから費用負担、受診者の見込み数の変動によること、それから国民健康保険基金の利息が確定したこと、それから和良診療所、僻地診療所の運営費が増加したこと等々により今回の補正をお願いするものでございますので、よろしくをお願いいたします。

めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、国庫負担金につきましては、療養給付費等負担金でございますが、補正額1億7,859万5,000円の減額でございます。療養給付費等の負担金、老人保健医療費拠出金の負担金、介護納付金負担金、後期高齢者支援金の負担金につきまして、それぞれ見込み額が確定したためでございます。この国庫負担金につきましては、基準によりそれぞれ34%程度を見込んでおります。

高額医療費共同事業負担金、補正額679万9,000円。このことにつきましては、1件当たり80万円を超えます医療費につきまして、80万円を超える額の59%を給付する共同事業への拠出金の4分の1でございます。増ということですので、ふえたということでございます。

特定健康審査等負担金につきましては、923万4,000円の減額でございます。このことにつきましては、契約の単価の変更、それから健診見込み者の減ということでございます。

続きまして国庫補助金でございますが、財政調整交付金につきましては879万9,000円の増でございます。これにつきましては、和良の診療所、白鳥保健福祉センター、和良歯科保健センター等々の運営費の国庫補助の増でございます。

続きまして療養給付費等交付金、これは支払い基金から来るものでございますが、2,203万7,000円の減額でございます。これは、退職被保険者数が減少したことによる減額でございます。

めくっていただきまして8ページであります。前期高齢者交付金でございます。これにつきましては、3億7,200万円の増でございます。65歳から74歳までの方を前期高齢者というふうな呼び方をしておりますけれども、その方々の郡上市における加入者の割合が131.6%であります。全国平均は12.2%でございます。この比率が郡上市は大変多かったということで、これも基準に基づきまして前期高齢者の交付金をいただくものでございます。

次に行きまして、県負担金であります。高額医療費共同事業負担金、補正額679万9,000円。これは先ほどの国の負担金と中身は同じであります。県の4分の1ということになります。

特定健康審査等負担金923万4,000円の減でございます。これも国庫負担金と内容は同じですが、県の方は4分の1の負担ということで、それが減ということになります。

県補助金、財政健全化補助金であります。補正額606万5,000円の増でございます。このことにつきましては、今まで無料となっております福祉医療によります窓口負担の割合をなしにした場合、医療費が増大することに対しまして県の方に負担していただくものであります。

続きまして共同事業交付金でございますが、高額医療費共同事業交付金でございます。これにつきましては、補正額422万8,000円の減でございます。これにつきましても、先ほどの1件当たり80万円を超える給付額の59%ということで、対象医療費が減額したことによります。

保険財政共同安定化事業交付金、補正額が1,151万8,000円ありますが、これは30万円から

80万円の医療費の関係でございますけれども、この場合は対象医療費の方が増になったということでございます。

次に財産運用収入であります。利子及び配当金、補正額が97万5,000円。これは基金利子でございます。

続きまして他会計繰入金であります。一般会計繰入金、補正額が8,850万9,000円の減でございます。保険基盤安定繰入金で7,097万7,000円、これは保険税の軽減分、それから保険基盤安定繰入金の保険者支援分で1,753万2,000円の減であります。それぞれ軽減対象者が減ったことによる減でございます。

次に基金繰入金でございますが、補正額1億1,734万2,000円減でございます。このことにつきましては、今言いました他の収入に基づきましてゼロということで基金を繰り入れずに済むということでございます。

歳出につきましてですが、めくっていただきまして10ページであります。

療養諸費、一般被保険者療養給付費、それからその下の退職被保険者等療養給付費、続きまして保険給付費の高額療養費、一般被保険者高額療養費、続きまして11ページの後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金、それから後期高齢者関係事務拠出金、その下段の款5でございますが、老人保健拠出金、老人保健医療費拠出金、それからその下の介護納付金、目、介護保険納付金につきましては、財源内訳の変更ということでございますので、補正上のプラス・マイナスはございませんので、よろしく願いいたします。

続きまして共同事業拠出金、高額共同事業800万4,000円の減でございます。拠出金の額が変更し、決定されました。減額のため国保連への800万4,000円を減するものでございます。

保険財政共同安定化事業400万4,000円、これも国保連への拠出でございますが、30万円以上を超える80万円の関係のレセプト関係の医療費の増になったものを国保連へ出すものでございます。

次に特定健康審査等事業費、補正額が2,500万円の減でございます。これにつきましては、特定健診の受診見込み者が減ったということ、それから当初予定しておりました特定健診の契約単価につきまして、単価が減額になったということでございます。

続きまして保健事業費、歯科保健センター管理費、それからその下段の款8の総合保健事業費につきましては、財源内訳の変更でありますので、よろしく願いいたします。

続きまして基金積立金、補正額が97万5,000円でございます。

めくっていただきまして、繰出金、直営診療施設勘定繰出金であります。1,180万1,000円でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定について御説明申し上げます。

めくっていただきまして、最後のページだと思いますが、17ページをお願いいたします。

歳入でございますが、外来収入ということで、国民健康保険診療報酬収入220万円の減でございます。このことにつきましては、和良の診療所、和良歯科保健所での報酬が、診療所の方が150万円、和良歯科診療所の方が70万円ということの減でございます。

社会保険診療報酬の収入ですが、2100万円の減でございます。同じく和良診療所で150万円、それから和良歯科診療所で60万円を見込んでおります。

次に、後期高齢者保険診療報酬につきましては260万円の減でございます。同じく和良診療所で200万、歯科の方で60万円でございます。

一部負担金収入318万1,000円の減でございます。国民健康保険の診療報酬収入、社会保険診療報酬収入、助成金等々の減でございます。

次に他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては、補正額303万6,000円でございます。これにつきましては、小那比診療所の改築工事の入札差金でございます。

特別会計繰入金1,180万1,000円、これは先ほどの国保事業勘定からの繰り入れでございます。雑入22万円の減でございます。これは和良の歯科診療所におけます物品販売の減ということでございます。

めくっていただきまして18ページですが、歳出であります。

総務管理費、一般管理費で補正額が153万6,000円の減でございます。これにつきましても、小那比診療所の施設整備に関するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**議長（美谷添 生君）** それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

**議長（美谷添 生君）** 15番 清水敏夫君。

**15番（清水敏夫君）** 8ページと9ページの絡みなんですけど、国保会計、非常に心配しておりましたけれども、この補正予算を見る限りにおきましては、基金繰り入れ、それから一般会計からの繰り入れも減額ということで、これに多くには8ページの前期高齢者交付金というのが3億7,200万補正ができたということにつながるとは思いますけれども、この部分は当初でも見てありましたが、今後ともこういう形で、この郡上市の国保の特別会計へ交付されるものであるかどうかということをお聞きしたいと思います。

**議長（美谷添 生君）** 布田健康福祉部長。

**健康福祉部長（布田孝文君）** 前期高齢者交付金につきましては、先ほど御説明しましたように、郡上市の65歳から74歳の医療保険に加入してみえる割合が全国平均より低いか高いかによ

って、低いとたくさんいただけるんですが、それはある意味でいいことかどうかはちょっとわかりませんが、高齢者が多いということにつながるわけですけれども、ですからそういう部分でいいますと、毎年この数字は変動を多少はしてくると思いますけれども、急激に郡上市が全国平均を、ことしでいうと12.2%を下回るとか、それに近づくということは多分ないだろうと。これ以上になるかどうかはわかりませんが、ということでありまして、このことについては当該年度以外、来年度も想定をされていくというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(「了解」と呼ぶ者あり)

(挙手する者あり)

**議長(美谷添 生君)** 4番 野田龍雄君。

**4番(野田龍雄君)** これは、これだけでないんですけれども、7ページの特定健康審査の負担金などが減っておるということで、これは一つは単価が低かったということと、もう一つは健診者の数が予想よりも低かったということのようなんですけれども、例えばここで見ると半分以上になっておるんやな、随分大きな差だと思うんですが、この辺は、例えば減ったんなら見込みはどれだけでどれだけになったというようなことを説明してください。

**議長(美谷添 生君)** 布田健康福祉部長。

**健康福祉部長(布田孝文君)** 二つの大きな理由がありまして、まず今お話がありましたように、特定健診の健診の見込み者数といいますか、対象者は国保の特定健診では、当初ですが9,800人ほど見えまして、我々としては50%近い数字で頑張っておったんですけれども、受けていただく方が減ったということで、それだけお金が逆に要らなかったということが第1点であります。それで、最初に対象見込みを仮に9,800人あったとしても、それは100%というのは無理ですもんですから、今までやってきました実績に合わせまして、当初の予算では対象見込みの人数を約5,500人ほどに想定をさせていただきました。それで、実績見込みとしては今4,600人ということで、実際には830人ほどがこちらの思いよりも少なかったというようなことになってきております。

それから、保険料の単価でありますけれども、昨年度の単価を設定する、予算というのは大分前にやっていきますが、医師会の調整とかそういうことで、この保険料を幾らにするということが決まったのは予算がつくられた後ということでございます。それで、やはり保険料の単価も、例えばですが保健指導の動機づけ支援の保健指導でありますとか、それから積極的に支援をするというようなことで、保健指導の方も分かれておりますけれども、その辺の単価につきましても、当初動機支援の方は、例えば9,600円ほどを見込んでおったんですが、結果的には医師会さんの理解も得ながら6,000円で済んだというようなこともございます。

あと大きかったのが、集団健診の基本項目の中での健診項目の中で、例えば単価を約5,800円ぐらいで見ておった健診の基本項目が2,400円程度で契約ができたとかというようなことで、これは大変ありがたかったということなんですけれども、当初思っておった単価契約よりもお願いできる契約の単価が下がったということで減額になったということですので、よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

4番(野田龍雄君) 今の人数でいうと、5,500人の予定が4,400人、2割になるかな。ですから、この補正した額で考えると、この人数よりもむしろ健診料がうんと安くなったと。今聞くと5,800円の集団健診の単価が2,400円、半分よりもぐんと低いという、こういうことやな。これはどこと契約をしてみえるのか教えてください。

議長(美谷添 生君) 布田健康福祉部長。

健康福祉部長(布田孝文君) これは医師会の方と契約をしております。

(「郡上の医師会」と呼ぶ者あり)

健康福祉部長(布田孝文君) そうです。

議長(美谷添 生君) ほかはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑がなければ、質疑を終結してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結し、討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論がないようでございますので、採決を行います。

議案第32号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第33号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(美谷添 生君) 日程31、議案第33号 平成20年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

水道部長（木下好弘君） 議案第33号 平成20年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,736万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

3 ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の関係でございますが、資本的支出の建設改良費、施設改良事業で1,125万円でございます。これはいずれも県事業の関連で、年度内の完了が見込めないために繰り越しをお願いするものでございます。内容といたしましては、石徹白簡水の県営の中山間でやっております事業関連の浄水場の附帯事業、それから八幡の洲河地区でございますが、鬼谷川の改修関連の配水管の支障移転がございますが、この支障分でございます。それから、白鳥の野添地内、白鳥・明宝線改良関連の配水管の支障移転でございます。以上の3本でございます。

第3表 地方債補正、変更、簡易水道事業、補正前、限度額が1億8,710万円を補正後1億8,140万円、それから辺地対策事業、補正前8,740万円を補正後8,170万円に、合計で補正前3億6,470万円を補正後3億5,330万円とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

補正の内容でございますが、まず歳入につきましては、款1の営業収益、項2営業外収益の繰越金で811万6,000円の追加でございます。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして款2資本的収入、項1建設改良事業収入でございますが、市債で1,140万円の減額。これは、鷲見簡水事業費の確定に伴う精算によるものでございます。

繰入金でございますが、811万6,000円の減額でございます。これは一般会計繰入金の減でござ

ございます。繰越金の計上に伴う調整でございます。

続きまして歳出でございますが、款2の資本的支出、項1建設改良費の改良費で1,140万円の減額でございます。内訳としまして、工事請負費で1,140万円の減額でございますが、鷺見簡易水道事業費の確定に伴う減でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**議長（美谷添 生君）** ただいまより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 討論もないようでございますので、採決を行います。

議案第33号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### 議案第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）

**議長（美谷添 生君）** 日程32、議案第34号 平成20年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

**水道部長（木下好弘君）** 議案第34号 平成20年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,132万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,569万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございます。変更でございますが、下水道事業で補正前3億8,080万円を補正後3億5,400万円に。内訳といたしまして、特定環境保全公共下水道事業で、補正前1億9,900万円を補正後1億8,240万円、個別排水事業で2,490万円を1,470万円にするものでございます。続きまして辺地対策事業でございますが、補正前2,560万円を補正後2,090万円に、過疎対策事業で補正前750万円を補正後40万円、合計で補正前4億1,390万円を補正後3億7,530万円としたいものでございます。

続きまして、6ページで歳入歳出の内容につきまして御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、款1の分担金及び負担金、項1受益者分担金及び負担金でございますが、特定環境保全公共下水道事業受益者分担金で2,535万1,000円の増額でございます。これは現年度受益者分担金でございますが、決算見込みによるものでございます。

続きまして、個別排水事業受益者分担金で256万円の減額でございます。これは現年度受益者分担金、個別排水事業の受益者分担金で、浄化槽の設置基数の確定によるものでございます。

続きまして款3国庫支出金、項1の国庫補助金でございますが、まず公共下水道事業国庫補助金で130万円の増額でございます。これは公共下水道事業国庫補助金でございますが、補助事業費の精算によるものでございます。

続きまして、特定環境保全公共下水道国庫補助金でございます。130万円の減額でございますが、これは特定環境保全公共下水道補助事業費の精算に伴うものでございます。八幡と、白鳥と、美並地域の分でございます。

続きまして、個別排水事業国庫補助金で1,291万6,000円の減額でございます。これは個別排水事業の事業費の確定によるものでございます。

続きまして款4県支出金、項1県補助金でございます。特定基盤整備推進交付金でございますが、54万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、公共下水道事業県交付金で12万3,000円、特定環境保全公共下水道事業県交付金で2,000円、農業集落排水事業県交付金で42万円の増額でございます。いずれも県交付金の確定によるものでございます。

続きまして款5繰入金、項1他会計繰入金でございます。一般会計繰入金で5,242万7,000円の減額でございます。内訳といたしまして、公共下水道一般会計繰入金で1,728万4,000円の減、特定環境保全公共下水道事業一般会計繰入金で2,399万3,000円の減、農業集落排水事業一般会計繰入金で454万7,000円の減、個別排水事業一般会計繰入金で546万1,000円の減、集合処理事業一般会計繰入金で114万2,000円の減でございますが、いずれも歳出及びその財源の補正によ

るものでございます。

款6の繰越金、項1繰越金でございます。まず、公共下水道事業繰越金で1,426万5,000円の追加、それから農業集落排水事業繰越金で333万8,000円の追加、個別排水事業繰越金で53万9,000円の追加、集合処理事業繰越金で114万2,000円の追加でございますが、いずれも前年度繰越金の計上でございます。

8ページをお願いいたします。

款8市債、項1の市債でございます。下水道事業債で2,680万円の減額でございます。内訳といたしまして、特定環境保全公共下水道事業債で1,660万円の減額、個別排水事業債で1,020万円の減額でございます。いずれも事業費確定に伴う財源調整によるものでございます。

以下も同様の理由によるものでございますが、辺地対策事業債で470万円の減額。内訳といたしまして、個別排水事業債で410万円の減額、特定環境保全公共下水道事業債で60万円の減額、過疎対策事業債で710万円の減額でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3建設費、項1建設費でございますが、公共下水道建設費で439万円の追加でございます。内訳といたしまして、需用費の消耗品で100万円の減額、工事請負費で539万円の追加でございます。これは八幡中央処理区の建設事業でございますが、消耗品の需用費の方は補助事業の精算に伴う事務費の減でございます。それから工事請負費につきましては、五町地内でございますが、掘削地の土壌によります工事費の増嵩でございます。設計では、れき質土で設計をいたしておりましたが、掘削の結果、転石まじり土ということで、床掘りの増嵩、それから埋め戻しに採取土を予定いたしておりましたが、購入土となったことによります増加でございますが、この補正によりまして当地域の面整備を完了したいというものでございますので、お願いをいたします。

続きまして特定環境保全公共下水道建設費でございますが、1,355万6,000円の減額でございます。内訳といたしまして、工事請負費で1,355万6,000円の減額でございますが、これは白鳥処理区建設事業の事業費の確定によるものでございます。

続きまして、個別排水建設費4,055万4,000円の減額でございます。内訳といたしまして、需用費の消耗品で90万円の減額、役務費の通信運搬費で12万円の減額、工事請負費で3,953万4,000円の減額でございますが、内訳といたしましては、説明欄に書いてございますように、八幡地区で2,464万2,000円の減額、高鷲地区で250万7,000円の減額、明宝地区で1,340万5,000円の減額でございますが、いずれも市型浄化槽の設置事業費の確定に伴うものでございます。ちなみに予算では56基を予定いたしておりましたが、年度内の設置見込み数は39基ということ

でございますので、お願いをいたします。

続きまして款4公債費、項1の公債費でございます。まず元金でございますが、元金につきましては財源の補正でございますので、よろしくをお願いをいたします。

続きまして利子で1,160万3,000円の減額でございますが、内訳といたしまして利子及び割引料で1,160万3,000円の減額でございますが、内訳につきましては、公共下水道の関係で598万6,000円の減額、特定環境保全公共下水道の関係で358万4,000円、農業集落排水の関係で78万9,000円の減額、次のページをごらんいただきますと、個別排水の関係で124万4,000円の減額でございますが、いずれも平成19年度分の借入利率の確定によるものでございますので、お願いをいたします。

以上でございます。よろしくをお願いをいたします。

**議長（美谷添 生君）** それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

**議長（美谷添 生君）** 21番 金子智孝君。

**21番（金子智孝君）** 6ページの御説明がございましたが、特環分担金のプラスですが、相当、2,500万円余でございますから、当初予算にして大幅な分担金が集まっているということでございますが、できればどこの事業区においてどういう分担金の収納実績があったかということ、明細をできれば教えていただきたいと思っております。

それから、今説明がありました9ページの個別排水の46基予算の中で39基ということで減額ということなのですが、こうしたことは、できれば個別排水事業についても徐々に面を広げていく、拡大していくというのは当たり前の話でございますが、できるだけ公共事業の乏しい時期でございますから、できるだけこういうものを促進しながら浄化槽に寄与するような事業を進めてもらいたいんですが、こうした結構大きな当初予算にして減額をしなければならない事由というものがどういうことなのかと、その経緯があれば概略で結構でございますから、傾向について御説明をいただきたいと思っております。

**議長（美谷添 生君）** 木下水道部長。

**水道部長（木下好弘君）** それでは、お答えをいたします。

まず、特定環境保全公共下水道事業の受益者分担金の増となった内訳でございますが、八幡地域で1,283万6,000円、大和地域で615万円、白鳥地域で401万5,000円、高鷲地域で200万円、和良地域で35万円、合計で2,535万1,000円の増額でございます。これは当初予算では新規に加入される方がなかなか見込めんものですから、今年度は大きなところの加入があったというようところで御理解がいただければと思います。

それから、歳出の方の個別排水事業の関係でございますが、先ほど御説明いたしましたように、当初予算では56基組んでおりましたが、実績として39基ということでございますが、平成20年度末でございますが、20年度末で個別排水の関係につきましては、対象につきましては約2,000戸を予定しております。そのうちで19年度末でございますが、19年度末で約1,200戸弱の整備済みということでございまして、50%をちょっと超えてまいりましたものですから、前年並みに組みましても、要は水周りの改築を伴いますので御希望が予定しただけなかったというようなことでございますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長（美谷添 生君） ほかございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論がないようでございますので、採決を行います。

議案第34号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可とすることに決定しました。

では、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時50分を予定いたします。

（午後 2時40分）

---

議長（美谷添 生君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時50分）

---

#### 議案第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（美谷添 生君） 日程33、議案第35号 平成20年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） 議案第35号 平成20年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3

月 2 日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

平成20年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,837万5,000円とする。

2項は省略させていただきます。

めくっていただきまして、4 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、使用料、介護サービス事業費使用料303万5,000円の減でございます。和良の介護老人保健施設介護保険の負担分並びに介護保険の個人負担分、それぞれ255万5,000円と48万円の減でございます。和良の老健施設のデイケアを利用していただく方々、年間でございますけれども2,440人ほど見込んでおりましたが、12月までの実績を踏まえまして、おおむね1名ぐらいが減というようなことで、当初よりも延べの人数としては250人ほどが減少するというので、それぞれ減額ということでございます。

続きまして一般会計繰入金、補正額150万円の増であります。これは収入の見込みが下回ったため、一般会計からの補てんということでございます。

雑入、補正額12万3,000円の減でございます。これは老健施設にございます売店の中で、利用者の方におむつ等を買っていただくようなことを予算で見えておりましたけれども、その売り上げが減少するという見込みでございます。

続きまして5 ページですが、歳出であります、介護サービス事業費、和良介護老人保健事業費、これにつきましては財源内訳の変更であります。

公債費、利子、補正額165万8,000円の減であります。このことにつきましては、公債償還利子が確定いたしました関係で、165万8,000円を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論もないようでございますので、採決を行います。

議案第35号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(美谷添 生君)** 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可とすることに決定しました。

それではここで、先ほどの21番 金子議員の質問に対する答弁について副市長より発言を求められておりますので、許可します。

鈴木副市長。

**副市長(鈴木俊幸君)** 先ほどの議案第31号の中での500万円の寄附者のお名前を、大変申しわけございませんでしたが言いませんでしたので、報告させていただきます。

株式会社スクラム、代表取締役 井上信夫氏でありますので、よろしくお願いいたします。

---

#### 議案第36号について(提案説明・質疑・討論・採決)

**議長(美谷添 生君)** 日程34、議案第36号 平成20年度郡上市宅地開発特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

**総務部長(山田訓男君)** 議案第36号 平成20年度郡上市宅地開発特別会計補正予算(第2号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

恐れ入ります。1ページをお願いしたいと思いますが、平成20年度郡上市の宅地開発特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,756万8,000円とするとしてございます。

2項につきましては省略させていただきます。

恐れ入りますが、5ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます。

最初に財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で減額の16万円、これは基金利子の確定によるものでございます。

それから次、財産売払収入、不動産売払収入、減額の2,076万3,000円としてございます。これは、年度当初に4区画売る予定で予算を立てさせていただきましたが、都合1区画の売り上げということで、年度末を迎えますので、その分減額をさせていただくものでございます。

それから、繰入金の減債基金繰入金ですが、262万4,000円基金から繰り入れをさせていただくということでございますし、次の他会計繰入金、一般会計繰入金ですが、1,813万8,000円の繰り入れでございます。これは、年度当初に市営住宅分の償還分ということで繰り入れておくべき額でございましたが、その措置をとってございませんでしたので、この補正でもってその措置をとらせていただくということでございます。

なお、この宅地開発の分譲地ですが、35区画ございまして、現在25区画売って10区画残っております。そして、2区画は問い合わせが来ておりまして、今相談をさせていただいておるといふ状況でございます。

次に6ページをお願いします。

繰越金で補正額1,000円。

それから、歳出でございます。

総務費の総務管理費、一般管理費ですが、減額の11万としてでございます。報償費では10万円上げてございまして、需用費5万1,000円、積立金で15万9,000円の減額ということでございます。報償費につきましては、当初20万円計上してございました。これは何かといいますと、新築をされた折に祝い金を出すということで2軒分予定してございまして、ここへ来て3戸建てていただきましたので、もう1軒分、10万円を補正として組ませていただいておりますという内容でございます。

それから公債費、元金につきましては組み替えということで動きはございません。

予備費につきましては、5万円減額するという内容でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**議長（美谷添 生君）** それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第36号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可とするこ

とに決定しました。

---

**議案第37号について（提案説明・質疑・採決）**

**議長（美谷添 生君）** 日程35、議案第37号 平成20年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

**市長公室長（松井 隆君）** 議案第37号 平成20年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、予算書をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,191万8,000円とするものでございます。

一番最後のページ、4ページの事項別明細の説明をさせていただきます。

歳入でございます。

鉄道経営対策事業収入、財産収入、財産運用収入1,000円、利子及び配当金確定によります。

歳出、鉄道経営対策事業費、事業費1,000円、負担金、補助及び交付金、負担金でございます。これは、鉄道経営対策事業の負担分でございます。

以上でございますが、よろしく願いをいたします。

**議長（美谷添 生君）** 質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** それでは質疑を終了し、討論を省略して採決を行います。

議案第37号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

**議案第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

**議長（美谷添 生君）** 日程36、議案第38号 平成20年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

**健康福祉部長（布田孝文君）** 議案第38号 平成20年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成20年度郡上市の後期高齢者高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正予算、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億75万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,789万3,000円とする。

2項以降は省略させていただきます。

めくっていただきまして、6ページの方をお願いいたします。

歳入ですが、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料であります。2,005万6,000円の減額でございます。このことにつきましては、特別対策に伴います特別徴収保険料が減額したことによります。

普通徴収保険料5,549万円の減でございます。これも理由は今申し上げたとおり同じでありまして、特別対策によります保険料の減額によるものでございます。

続きまして委託金、保健事業費委託金1,362万1,000円の減でございます。このことにつきましては、「すこやか健診」という言い方をしておりますけれども、75歳以上の方々の健診者の減で、当初約4,700人ほど見込んでおりましたが、受診見込みが約1,927人ということで、こちらが減というふうになっております。

一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金500万1,000円の減でございます。これは均等割軽減対象人数の減少に伴う繰入金の減でございます。

保健事業費繰入金555万1,000円の減でございます。これは先ほどの保健事業費委託金と理由は同じでありまして、受診者の減等でございます。

雑入103万3,000円の減でございます。これは保健事業の受診者の数が減ったことによる負担金の減ということになります。いわゆる本人受給の負担金の減ということになります。それから雑入の中で、保健事業費受診者の方では209万8,000円の減でありますし、その他で106万5,000円の増であります。この106万5,000円につきましては、この制度の周知のためのダイレクトメール等々の啓発活動の事業費、それからシステムの改修によります国保の助成金が入っております。差し引き雑入としましては103万3,000円の減ということでございます。

めくっていただきまして、8ページであります。

歳入の総務管理費であります、一般管理費で106万6,000円の増でございます。このことは歳入で説明いたしました徴収方法の変更等々のお知らせ等に係ります郵送料等々でございます。

続きまして広域連合の負担金であります、広域連合負担金8,819万7,000円の減でございます。このことにつきましては、郡上市におきます保険料の特別対策の軽減負担分が減っております、その分基盤安定負担金への減ということで、広域への負担金が少なくなっております。

次に保健事業費、補正額が1,362万1,000円の減でございます。このことにつきましても、広域連合の関係の負担金等々でございますけれども、保健事業費の事務経費、それから手数料等々の減でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

失礼しました。4ページをごらんいただきたいと思っております。

第2表 繰越明許費でございますけれども、総務管理費の中の市町村システム改修事業でございます、33万5,000円計上しておりますので、よろしくお願いいたします。このことにつきましては、高齢者の医療制度の円滑な運営のためのシステムの改修ということでございますので、よろしくお願いいたします。

**議長（美谷添 生君）** それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

**議長（美谷添 生君）** 4番 野田龍雄君。

**4番（野田龍雄君）** 新しいこの制度が導入されていこうとしておるわけなんですけれども、この中で、例えば今回のように保険料等についても特別徴収が2,000、それから普通徴収、一般の納入せないかん人が5,500万、非常に多いわけですが、これは滞納者もあるというようなこともお聞きしておりますし、始まったばかりでまだ1年たっておらん中で、ある程度こういう状況をどう見るかと、受診の抑制なんかもあるかもしれませんし、そういった点で5億何千万という総額の中で、1億近い額のマイナスが出るということの分析、その点はどう見てみるのか説明をお願いします。

**議長（美谷添 生君）** 布田健康福祉部長。

**健康福祉部長（布田孝文君）** ただいまの御質問であります、歳入のそれぞれ特別徴収と普通徴収の保険料については、滞納ということよりも軽減措置がされております。ですから、例えば100円保険料を出さないかんやつが、7割とか軽減措置がございまして、追加の軽減措置もありまして、要は納めていただく保険料が減っておるという認識でありますので、郡上市としては、御質問が今までありましたけれども、県の連合に入っておることによりまして非常に

軽減措置が図られておるという意味で、この額が減っておるということは郡上市としてはありがたい傾向であろうかというふうに思っております。岐阜県の保険料の県の平均は約5万8,841円ですが、軽減措置をされておることによって郡上市内の1人当たりの平均は3万6,974円ということで、県全体と比較しまして62%ほどの保険料で済んでおるというふうに御理解をしていただきと思います。

(挙手する者あり)

議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

4番(野田龍雄君) 恐らく医療をお年寄りが利用しやすい制度であれば、そういう点での広域連合からの診察料金というのか、そういうものが出るというように思うんですけども、その辺との関係はどうなっておるんですか。高齢者医療が始まって、これは前は高齢者と前期高齢者を分けていなかったから、そういう資料は僕はないんじゃないかと思えますけれども、新しく始まった中で高齢者の受診動向というものはどうなっているかというようなことはある程度見てみえるんじゃないかしらと思うので、その辺もしわかれば教えてください。

議長(美谷添 生君) 布田健康福祉部長。

健康福祉部長(布田孝文君) 受診の数ということはちょっとあれなんですけど、例えば医療費ということで、この郡上市のとらえ方でいいますと、岐阜県じゅうでは被保険者という方が約23万6,000人ほどこの階層で見えますけれども、これはちょっと月によって流動しますが、郡上市がおおむね8,500人と理解していただき、それで医療費としてかかることでいいますと、県全体では平均で5万1,000円ほどの医療費がかかってみえると思われまして。郡上市をそれに当てはめると、医療費自体は4万8,600円ほどということで、郡上市でかかる医療費というのは県平均からは低いということで、ちょっとどのぐらいの方がどうかということまで今分析の資料がありませんが、費用的にはそういう形になっております。

議長(美谷添 生君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論もないようでございますので、採決を行います。

議案第38号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可とするこ

とに決定しました。

---

議案第39号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美谷添 生君） 日程37、議案第39号 平成20年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 議案第39号 平成20年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

恐れ入りますが、1ページをお願いしたいと思います。

平成20年度郡上市の石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ364万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,564万5,000円とするとしてございます。

恐れ入りますが、4ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます。

分担金及び負担金の負担金、農林水産業負担金364万5,000円、公社・公団造林負担金としてございます。これは旧の緑資源機構、現在森林総合研究所ということで名称は変わってございますが、そこからの負担金ということでございます。

歳出ですが、農林水産業費の林業費、林業振興費、同額の364万5,000円でございます。工事請負ということで上げてございますが、造林事業費。内訳でございますけれども、植栽事業3ヘクタール330万円、それから根踏み事業7.25ヘクタール34万5,000ということで、このほど事業をする旨の通知がございましたので、予算化させていただき対応したいということで取り組むものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を省略して採決をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 議案第39号については、原案のとおり可とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可とする  
ことに決定しました。

---

議案第40号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(美谷添 生君) 日程38、議案第40号 平成20年度郡上市水道事業会計補正予算(第3  
号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

水道部長(木下好弘君) 議案第40号 平成20年度郡上市水道事業会計補正予算(第3号)に  
ついて。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3  
月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、平成20年度郡上市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。  
収益的収入及び支出の関係でございますが、第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定  
額を、次のとおり補正する。

支出でございます。

款1 八幡地域水道事業費用、項2 営業外費用で、それぞれ650万円の追加でございます。

それから、款2 白鳥地域水道事業費用、2項の営業外費用で、それぞれ460万円の追加で  
ございます。

続きまして資本的収入及び支出でございますが、第3条、予算第4条本文中括弧書き(資本  
的収入が資本的支出額に対し、不足する額1,644万5,000円は、過年度損益勘定留保資金42万  
5,000円、減債積立金1,602万円を補填するものとする。)を削除し、資本的収入の予定額を次  
のとおり補正する。

第1款の八幡地域資本的収入、5項のその他資本的収入で9,998万円のそれぞれ追加でござ  
います。

6 ページ、最後のページをごらんいただきたいと思います。

補正の内容でございますが、まず収益的支出でございます。

八幡地域水道事業費用で650万円の追加でございます。内訳といたしまして、営業外費用の  
支払い消費税及び地方消費税で650万円。

それから、白鳥地域水道事業費用で460万円の追加でございますが、内訳といたしまして、

営業外費用の支払い消費税及び地方消費税で460万円の追加でございますが、それぞれ支払い消費税及び地方消費税でございます。内容につきましては、平成19年の確定払い、それから平成20年の中間納付3回分の計上でございますので、お願いをいたします。

続きまして、資本的収入でございます。

八幡地域資本的収入で9,998万円の追加でございます。内訳といたしまして、その他資本的収入で9,998万円の追加でございますが、投資有価証券（国債）の満期償還金の受け入れの計上でございます。これは平成18年度に購入をいたしました2年国債の満期が来ますので、その受け入れでございますのでお願いをいたします。以上でございます。

**議長（美谷添 生君）** それでは質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 討論なしと認め、採決を行います。

議案第40号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）

**議長（美谷添 生君）** 日程39、議案第41号 平成20年度郡上市病院事業等会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

池田郡上市市民病院事務局長。

**郡上市市民病院事務局長（池田 肇君）** 御説明します。

議案第41号 平成20年度郡上市病院事業等会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

総則、第1条、平成20年度郡上市病院事業等会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところ

ろによる。

業務の予定量でございますが、第2条、平成20年度郡上市病院事業等会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1)年間延べ患者数でございますが、外来ですが、郡上市民病院で1万2,150人の減でございます。

(2)1日平均患者数ですが、郡上市民病院で50人の減ということでございます。

それから収益的収入及び支出でございますが、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。

1款の1項医業収益が、補正予定額が1億7,773万6,000円の減額でございます。2項の医業外収益が28万2,000円の増額でございます。合わせますと1億7,745万4,000円の減額でございます。

次に支出でございますが、1款の郡上市民病院事業費の1項の医業費用ですが、5,384万5,000円の減額でございます。

2ページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のとおり補正する。

(1)職員給与費ですが、補正予定額が1,078万円の減額でございます。棚卸し資産の購入限度額ですが、第5条、予算第10条中、7億4,548万1,000円を6億8,869万4,000円に改める。

何枚かおめくりをいただきまして、10ページをお願いいたします。

説明にかえさせていただきます。

まず収入ですが、1款の郡上市民病院事業収益ですが1億7,745万4,000円、1項の医業収益ですが1億7,773万6,000円です。1目の入院収益ですが、7,665万円の減額でございます。これは、1日当たりの患者単価の減によるものでございます。2目の外来収益ですが、1億2,781万8,000円の減額でございます。これは患者数の減によるものでございます。3目のその他医業収益でございますが、室料の差額収益が489万5,000円でございますので、こちらは増額になります。その他医業収益で2,183万7,000円の増額です。これは、先ほど一般会計で御承認をいただきました勸奨退職等に係る繰入金の受け入れをするものでございます。次の医業外収益でございますが、3目の国庫補助金28万2,000円。これは、へき地医療拠点病院運営費補助金交付申請額の減ということで、これは減で1,000円でございます。これは県の指導もございまして、補助額に合わせるようにということでございますので1,000円の減額をさせていただきます。それから、新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助金で28万3,000円の

増額でございます。これは新型インフルエンザの防護服ということで、マスクとか、手袋とか、防護衣、そういったものを105セット病院で備えるようにということでございまして、10分の10の補助で全額が国・県の補助をいただいて105セットセットするものでございます。これは20年度、また21年度についても同じように105セットを計画しております。

次に11ページでございますが、支出でございます。

1 款の郡上市民病院事業費で5,384万5,000円の減額でございます。1 項の医業費用の1 目給与費ですが、1,078万円の減額でございます。これは給料で1,200万円、これも5 ページにそれぞれ明細がございまして、職員の動きによりまして1,200万。その下の手当も一緒ですが、プラス・マイナスが出ています。給料については1,200万の減額ですし、手当につきましては、先ほどの退職等の特別負担金の関係がございまして、1,715万7,000円の増額になります。3 の賃金ですが、1,494万8,000円の減額です。これは非常勤医師の減ということで、非常勤で来ておってくれた医師が常勤に変わったということで、こちらの賃金の方がマイナスになったものでございます。あと4 の法定福利費ですが、98万9,000円の減額でございます。これは一般職員等の減でございます。次に2 目の材料費ですが、5,785万8,000円の減額でございます。薬品費で1,949万円の減額、使用量の減でございます。2 の診療材料費につきましても、3,836万8,000円の減額でございます。こちら使用量の減でございます。次に3 目の経費ですが、1,479万3,000円の増額でございます。光熱水費に360万8,000円の増額でございます。電気料金等の単価の増でございます。8 の燃料費につきましても、107万1,000円の増額でございます。これは、市民病院は重油を使っておりますが、こちらの単価の増ということでございます。11 の修繕費ですが、1,011万4,000円の増額でございます。これはCTの管球取りかえ等でございます。CTの管球が970万円、それからもう一つはラジオアイソトープという骨密度をはかる機器でございますが、その修繕に41万ということで、合わせて1,011万4,000円の修繕費の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（美谷添 生君） それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第41号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議案第42号から議案第65号までについて(提案説明・委員会付託)

議長(美谷添 生君) お諮りをいたします。日程40、議案第42号 平成21年度郡上市一般会計予算についてから日程63、議案第65号 平成21年度郡上市病院事業等会計予算についてまでの24件を一括議題といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第65号までの24件を一括議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長(山田訓男君) それでは御説明したいと思えますが、一括ということで、けさほど予算関係の総括表を机の上にお届けしておると思えます。これと、それからあらかじめ配っております議案第42号から65号まで一括した議案書ですが、こちらを読み上げまして提案説明にかえたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議案第42号 平成21年度郡上市一般会計予算について、議案第43号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第44号 平成21年度郡上市老人保健特別会計予算について、議案第45号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について、議案第46号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計予算について、議案第47号 平成21年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第48号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第49号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、議案第50号 平成21年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第51号 平成21年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第52号 平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第53号 平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第54号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第55号 平成21年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第56号 平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第57号 平成21年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第58号 平成21年度郡上市北濃財産区特別会計予算について、議案第59号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第60号 平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第61号

平成21年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第62号 平成21年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第63号 平成21年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第64号 平成21年度郡上市水道事業会計予算について、議案第65号 平成21年度郡上市病院事業等会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、当初予算の総括表の議案番号、会計名、21年度予算、増減額、増減率ということで読み上げさせていただきます。

まず議案第42号、一般会計276億3,300万円、9,200万円の増、0.33%の増、それから議案第43号、国民健康保険特別会計48億8,414万8,000円、3,260万5,000円の増、0.67%の増、それから同じく直営診療施設勘定4億4,481万1,000円、3,558万5,000円の減、7.14%の減、それから議案第44号、老人保健特別会計4,345万1,000円、5億4,955万2,000円の減、92.67%の減、それから議案第45号、簡易水道事業特別会計11億3,580万1,000円、1億1,415万8,000円の減、9.13%の減、議案第46号、下水道事業特別会計29億6,427万5,000円、6,905万4,000円の減、2.28%の減、議案第47号、介護保険特別会計32億5,386万4,000円、1億8,975万4,000円の増、6.19%の増、議案第48号、介護サービス事業特別会計6億9,775万5,000円、1,494万3,000円の増、2.19%の増、議案第49号、ケーブルテレビ事業特別会計7億5,855万4,000円、870万4,000円の増、1.16%の増、議案第50号、駐車場事業特別会計433万9,000円、15万円の増、3.58%の増、議案第51号、宅地開発特別会計6,344万円、2,046万8,000円の増、47.63%の増、議案第52号、青少年育英奨学資金貸付特別会計705万1,000円、171万1,000円の減、19.53%の減、議案第53号、鉄道経営対策事業基金特別会計1,191万8,000円、1,000円の増、0.01%の増、議案第54号、後期高齢者医療特別会計4億9,951万3,000円、7,913万2,000円の減、13.68%の減、議案第55号、大和財産区特別会計1,230万7,000円、849万3,000円の減、40.83%の減、議案第56号、白鳥財産区特別会計1,300万8,000円、200万円の減、13.33%の減、議案第57号、牛道財産区特別会計1,781万9,000円、832万9,000円の増、87.77%の増、議案第58号、北濃財産区特別会計495万3,000円、130万7,000円の減、20.88%の減、議案第59号、石徹白財産区特別会計2,820万円、620万円の増、28.18%の増、議案第60号、高鷲財産区特別会計5,294万2,000円、1,400万円の増、35.95%の増、議案第61号、下川財産区特別会計656万6,000円、169万2,000円の増、34.71%の増、議案第62号、明宝財産区特別会計2,270万円、710万円の増、45.51%の増、議案第63号、和良財産区特別会計2,799万円、3,118万円の減、52.70%の減。

特別会計の合計でございますか149億5,540万5,000円、5億8,822万6,000円の減、3.78%の減ということでございます。

続きまして議案第64号、水道事業会計の収益的経費の部ですが、2億8,001万2,000円、4,395万6,000円の減、13.57%の減。資本的収支の部ですが2億413万2,000円、7,176万9,000円の増、54.22%の増です。

次に議案第65号、病院事業会計、資本的収支の部ですが38億9,767万4,000円、8,116万8,000円の減、2.04%の減。資本的収支の部ですが2億6,778万8,000円、4,729万7,000円の増、21.45%の増でございます。

企業会計を合計しますと46億4,960万6000円、605万8,000円の減、率にしまして0.13%の減ということでございます。

総合計、合わせまして472億3,801万1,000円、5億228万4,000円の減、1.05%の減という状況でございます。どうぞひとつよろしく願いいたします。

**議長（美谷添 生君）** お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第42号から議案第65号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、議案第42号については予算特別会計委員会を設置し、また議案第43号から議案第65号までについては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第65号までは、議案付託表のとおり、議案第42号については予算特別委員会を設置し、また議案第43号から議案第65号までについては、それぞれの所管常任委員会に付託し、審査をすることに決定いたしました。

ここでお諮りをいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長を除く20名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、予算特別会計委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算特別会計委員会及び各常任委員会に付託しました議案第42号から議案第65号までの24件については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第65号までの24件については、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

なお、それぞれの委員会に提出されました資料につきましては、議員全員に配付されますよう執行部にお願いをしておきます。

---

**議案第66号から議案第116号までについて（提案説明・委員会付託）**

**議長（美谷添 生君）** お諮りをいたします。日程64、議案第66号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてから日程114、議案第116号 郡上市名宝デイサービスセンターの指定管理者の指定についてまでの51件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第116号までの51件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

説明につきましては、できるだけ簡略に説明をお願いします。

それでは、議案第66号から第83号までの説明を求めます。

服部農林水産部長。

**農林水産部長（服部正光君）** それでは、議案第66号から議案第83号までをお願い申し上げます。

お手元に資料として一覧表を作成しております。一覧表の方でよろしくお願ひしたいと思います。

左から議案番号と議案件名、施設の名称、指定する団体の住所・氏名、指定期間を掲げております。指定期間につきましては、いずれも平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間をお願い申し上げます。

また、施設の名称、指定管理する団体の住所・氏名につきましては省略させていただきます。議案番号と議案件のみ朗読させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第66号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について、議案第67号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について、議案第68号 郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について、議案第69号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について、議案第70号 郡上市白鳥ふれあい農園の指定管理者の指定について、議案第71号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について、議案第72号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について、議案第73号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について、議案第74号 郡上市高鷲ふれあい農園の指定管理者の指定について、議案第75号 郡上市ひる

がの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について、議案第76号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について、議案第77号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について、議案第78号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について、議案第79号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について、議案第80号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について、議案第81号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について、議案第82号 郡上市八幡林業センターの指定管理者の指定について、議案第83号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について。

以上、18件につきましては、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものがございます。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

よろしく願いいたします。

**議長（美谷添 生君）** それでは、議案第84号から第102号までの説明を求めます。

田中商工観光部長。

**商工観光部長（田中義久君）** それでは、議案第84号から102号までを一括して御説明申し上げます。

引き続きまして、お手元の参考資料、指定管理の一覧表をお願いをいたします。

一覧表には、議案番号と議案件名、施設の名称、指定する団体の住所、指定する団体の指名、指定期間を掲げております。この中で、指定期間につきましてはですが、議案第99号の明宝磨墨の里公園の指定管理だけ、これ1件でございますが、テナントの取り扱いをさらに検討したいということで、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間でございます。これ以外につきましては、いずれも平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間をお願いをするものがございます。

なお、今の農林水産部長の御説明のとおり、施設の名称、指定管理する団体の住所・氏名につきましては省略をさせていただき、議案番号と議案件名をのみで朗読をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、議案第84号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について、議案第85号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について、議案第86号 郡上市白鳥道の駅施設の指定管理者の指定について、議案第87号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について、議案第88号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について、議案第89号 郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定について、議案第90号 郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理

者の指定について、議案第91号 郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定について、議案第92号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク 3 7 3 の指定管理者の指定について、議案第93号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について、議案第94号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について、議案第95号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について、議案第96号 郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について、議案第97号 郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定について、議案第98号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について、議案第99号 郡上市明宝鷹墨の里公園の指定管理者の指定について、議案第100号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について、議案第101号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、議案第102号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について。

以上、19件28施設につきましては、施設の管理運営を効率的かつ効果的に行うため、指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明でございます。

よろしくお願ひします。

**議長（美谷添 生君）** それでは、議案第103号から第116号までの説明を求めます。

布田健康福祉部長。

**健康福祉部長（布田孝文君）** それでは、議案第103号から議案第116号までをお願いいたします。

同じくお手元に参考資料として一覧表を掲げさせていただいておりますので、一覧表でお願いをしたいというふうに思います。

なお、私が説明させていただく議案の中で、指定期間につきまして、議案第105号、フレンドシップつくしの家の指定につきましては、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間でお願いいたしまして、その他の議案につきましては、いずれも平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でお願い申し上げます。

施設の名称、指定管理する団体の住所・氏名については省略させていただきますし、議案番号と議案案件のみ朗読させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第103号 ウイングハウスの指定管理者の指定について、議案第104号 みずほ園の指定管理者の指定について、議案第105号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について、議案第106号 郡上市高鷲福祉交流センターの指定管理者の指定について、議案第107号 すみれ作業所の指定管理者の指定について、議案第108号 郡上市八幡デイサービ

スセンターの指定管理者の指定について、議案第109号 郡上市八幡おなび生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第110号 郡上市大和保健福祉センターやまつつじの指定管理者の指定について、議案第111号 郡上市白鳥デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第112号 郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山の指定管理者の指定について、議案第113号 郡上市白鳥東部デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第114号 郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑の指定管理者の指定について、議案第115号 郡上市美並健康福祉センターさつき苑の指定管理者の指定について、議案第116号 郡上市明宝デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

以上、14件につきましては、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものがございます。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

よろしく願いいたします。

**議長（美谷添 生君）** お諮りをいたします。ただいま説明がありました51件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま所管の常任委員会に付託いたしました議案第66号から議案第116号までの51件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第116号までの51件については、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### 議案第117号について（提案説明・委員会付託）

**議長（美谷添 生君）** 日程115、議案第117号 過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

**市長公室長（松井 隆君）** 議案第117号 過疎地域自立促進計画の変更について。

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

皆様方のお手元に、この議案と、もう一つ参考資料といたしまして、このような横につづっております、表題は過疎地域自立促進計画（変更）、参考資料というふうに書いてございますが、これを恐れ入りますがちょっと見ていただきたいと思います。

両方並行してごらんをいただきたいと思いますが、まずこの議案の計画でございますけれども、議案のかがみをおめぐりいただきますと、計画（変更）というふうになっております。この計画は、平成17年度から21年度までの5年間の計画が策定をしております、毎年必要に応じて変更をいたして議会の議決を求めているところでございます。

なお、基本的に市の考え方といたしまして、過疎地域自立促進特別措置法の法律に基づきまして、特には主に過疎対策事業債、地方債でございますけれども、100%充当で70%地方交付税の基準財政需要額に算入をされるということで、非常に有利な財源の確保のためにこの計画を立てまして、なおかつこの計画の中の額をすべて足しますと、実際に起債を起す額よりもはるかに大きいということがほとんどでございますが、基本的にスタンスといたしましては、あくまでもこの計画にのっていないと過疎の起債を申請していけないということでございますので、そういった考え方でこの計画を、できるだけ拾えるものは拾っていくというスタンスで掲げていておりますので、よろしく願いをいたします。

それで、この議案の24ページをごらんいただきたいと思いますが、24ページにそれぞれの項目ごとに事業計画といった表がございます。この事業計画をこのたび変更させていただくのがほとんどでございます。

それで、今度は参考資料の方をちょっとごらんいただきたいと思いますが、

参考資料を1枚めくっていただきますと、1ページに自立促進施設区分といたしまして、1番の産業の振興から次のページの2ページの6. 教育の振興まで、それぞれ右に変更後、左は変更前ということでそれぞれの施設名ごとの事業額を掲げさせていただいております。これはあくまでも総括でございます。

それから、3ページからは明宝の過疎地域について、今申し上げたものをそれぞれ4ページにわたって掲げております。

それから、5ページからは和良の過疎地域につきまして、同じように6ページまでにわたって掲げております。

7ページからは、それぞれの区分で産業の振興から、それぞれ変更後、変更前で対比をいたしまして掲げております。

それで、この変更前、変更後の事業の増減について一々説明申し上げることは省略をさせて

いただきますが、7ページからずうっと8ページ、9ページ、最後の15ページまで、それぞれの過疎の自立促進事業の区分ごとに変更の部分掲げて説明をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、極めて簡単でございますけれども、過疎地域自立促進計画の変更についての説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いをいたします。

**議長（美谷添 生君）** お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第117号については、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第117号は総務常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま総務常任委員会に付託しました議案第117号については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第117号については、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### 議案第118号について（提案説明・委員会付託）

**議長（美谷添 生君）** 日程116、議案第118号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

**市長公室長（松井 隆君）** 議案第118号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

これにつきましても、皆様方のお手元にこのような辺地総合整備計画（変更）、参考資料というものがあろうかと思いますが、恐れ入りますがそれをちょっとあわせてごらんいただきたいと思います。

この辺地の計画につきましても、法律に基づきまして地方債、辺地債でございますけれども、100%充当で元利償還金の80%につきましてもは地方交付税の基準財政需要額に算入をされるということで、計画にのっていないと辺地債の申請ができないということで、これにつきましても

も、先ほどの過疎と同じでございますけれども、市のスタンスといたしましては、とにかくこの5ヵ年でございますが、17年度から21年度までの計画の中でできるだけ起債を申請するときには拾っていただけるような形で、拾えるものは拾いたいという考え方でおりますので、この額をすべて合計いたしますと非常に大きな額になりますけれども、基本的にはそのようなスタンスでございますので、お願いをいたします。

また、この議案をおめくりいただきますと、先ほどと様式がちょっと違っておまして、1ページから2ページにつきましては八幡東部という辺地名の計画の変更でございます。

それで、2ページをごらんいただきますと、この八幡東部の辺地のうち、変更部分は2ページの1番、辺地の概況、2番、公共的施設の整備を必要とする事情、そして3番で公共的施設の整備計画ということで表がついております。道路から消防施設までありますが、この計画の部分の変更が中心でございます。

以下3ページからは八幡北部、それから7ページは大和南辺地と、こういったような形で変更が計画としてなっております。

ただ、これだけをごらんになってもどの部分がどのように変更になったかわかりませんので、先ほど申しあげました、この参考資料でございますけれども、ちょっとおめくりをいただきますと、1ページでございますけれども、今回議決をお願い申し上げます辺地は、郡上市のすべてで23辺地のうちで議決を要する変更は11辺地でございます。

それで、2ページおめくりいただきますと、それぞれの辺地名ごとに、右が変更後、左が変更前ということでそれぞれの施設名ごとに事業の財源内訳等がありまして、また備考欄には変更で減とか増とかというようなことで説明をさせていただいております。こういうことで、それぞれ一々辺地ごとに説明は省略をさせていただきますけれども、最後の8ページの勝原辺地までごらんのように変更をさせていただきたいということでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

**議長（美谷添 生君）** お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第118号については、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第118号は総務常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま総務常任委員会に付託しました議案第118号については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号については、3月23日午後5時まで審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

---

#### 議案第119号について（提案説明・委員会付託）

議長（美谷添 生君） 日程117、議案第119号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 議案第119号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて。

次のとおり旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて、地方自治法第238条の6の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

財産の所在地、郡上市美並町梅原字高山87番地1ほか921筆（941万9,297.87平米）としてございます。

2. 権利の相手方及び内訳、別紙のとおり。

3. 廃止の理由でございますが、下川財産区内にある旧来から地元住民により管理運営されてきた財産区有財産について、地元九つの地区ごとに設立予定の認可地縁団体に当該財産の無償譲渡を行うため、旧慣による使用を廃止するものとしてございます。

なお、この案件につきましては、次に御提案させていただきます議案第120号と一体のものでございますので、あらかじめよろしくお願いをしたいと思います。

1枚はねていただきまして、旧慣の使用権を廃止する相手方及び財産の集計ということで掲げてございます。表頭に権利の相手方、山林、原野、雑種地、墓地、保安林、合計としてございまして、表測のところには梅原自治会ほか戸数を入れてございます。

まず、梅原自治会24戸でございますが、山林、原野、保安林合わせまして60筆、199万242平米でございます。次が深戸自治会63戸、山林、原野、保安林合わせまして69筆、86万2,640平米、それから相戸自治会32戸、山林、原野、雑種地合わせまして18筆で45万3,071.24平米、それから三日市自治会56戸でございます。山林、原野、保安林合わせまして110筆で35万4,017.91平米、それから上苅安自治会68戸で、山林、原野、保安林合わせまして61筆で203万5,841平米、それから下苅安自治会187戸でございます。山林、原野、保安林合わせまして75筆、80万7,248.91平米、それから福野自治会89戸ございまして、山林、原野、保安林合わせまして103筆、31万3,534平米、それから大矢自治会219戸ございまして、山林、原野、保安林合わせまして361筆、141万1,703.89平米、最後に勝原自治会でございますが、36戸ございまして、

山林、原野、墓地、保安林、65筆ございまして、119万998.92平米でございます。合計しまして、面積のトータルですが922筆、941万9,297.87平米でございます。

この後ろの方に、それぞれ筆ごとの所在地、数量、面積でございますが、地目等入れてございます。そして最後のところで位置図ということで、上が北側、八幡町地内になりますし、下側が南、美濃市方面ということでございまして、長良川の左岸、この赤いところが貸付林ということで、旧来から地元で管理されておられる山林につきまして、後ほど120号で御提案します無償譲渡に絡みまして、今回旧慣による使用権を廃止させていただくという内容のものでございますので、よろしく願いをいたします。

**議長（美谷添 生君）** お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第119号については、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第119号は総務常任委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りをいたします。ただいま総務常任委員会に付託しました議案第119号については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第119号については、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### 議案第120号について（提案説明・委員会付託）

**議長（美谷添 生君）** 日程118、議案第120号 財産の無償譲渡について（下川財産区の財産）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

**総務部長（山田訓男君）** 議案第120号 財産の無償譲渡について（下川財産区の財産）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1. 譲渡する財産、郡上市美並町梅原字高山87番地1ほか921筆（941万9,297.87平米）としてございます。

2. 譲渡の相手方及び内訳、別紙のとおり。

3. 譲渡の理由、下川財産区内にある旧来から地元住民により管理運営されてきた財産区有

財産について、財産の管理実態と所有権の一致を図り適切な財産管理を行うため、地元九つの自治会ごとに設立予定の認可地縁団体に当該財産の無償譲渡を行うものとしてございます。

めくっていただきまして、別添資料で認可地縁団体へ移管する財産を上げてございます。これは、この前、議案第119号で御説明しました表とほとんど一緒で、自治会の後に戸数が入っていないというところで全く一緒でございます。そういう意味におきまして、説明の方は省略させていただきますので、お願いをしたいと思います。922筆で941万9,297.87平米を譲渡させていただくということでございます。

そして、その後に、先ほどと同様で、それぞれ1筆ごとの所在地、面積、譲渡先ということで入れてございます。これが10ページにわたり添付してございます。そして、最後に同じくこの場所を示す位置図をあらわしてございます。青いのが直営林ということで、従来から下川財産区の管理会のもとで管理しておられる面積、位置を指してございますし、赤いのが今回無償譲渡をさせていただきたいということで予定をしております山林の位置ということでございます。

なお、こちらの方には参考資料を添付させていただいておりますので、若干御説明をさせていただきますと思います。

参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

ちょっと読み上げますがけれども、下川財産区財産処分。

なお、この資料はこの際、議決後でございますけれども、県の同意を得なければこの事業ができないことになってございます。そういった意味で資料づくりがなされておまして、若干語尾のところそういうつくり、言い回しになってございますので、お許しをいただきたいと思います。

(1)下川財産区の概要。読み上げますが、下川財産区は、郡上市の南端、旧美並村に位置し、昭和29年11月に当時の郡上郡下川村、同嵩田村が合併し、新たに美並村が発足したことに伴い、旧下川村有林が下川財産区となり設立したということでございます。旧下川村は、九つの地区、自治会から成り立ち、旧下川村の山林・原野の大部分は、当時村有林であったということから、現在下川財産区となっておりますということです。下川財産区は、財産区が直接管理している直営林と地元自治会に貸し付けている貸付林とございます。直営林の方は、旧下川村が直営していた村有林で、明治36年に村内の九つの地区が村有財産としてそれぞれ提供された山林ということでございます。一方、貸付林でございますが、旧来から地元地区住民で管理されてきた部落有林を大正12年、部落有林野整備統一により村名義としたものということでございまして、当時から各地区へ貸し付けをされてきた山林ということになってございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。

(3)で貸付林につきましてもう少し述べてございますので、説明させていただきます。

貸付林は、さきに述べたとおり、下川財産区から九つの地元自治会に貸し付けており、それぞれの自治会で管理を行っておるということです。それぞれの自治会では、規約や台帳に基づいて貸付林を住民ごとに分割し、各住民がそれぞれの区域を管理する型がとられておるということでございます。貸付林は、下川財産区の財産全体の1,069万1,509.26平米のうち941万9,297.87平米を占め、約9割を占めておるということでございます。貸付林の貸し付けに当たっては、昭和29年の財産区設立から平成16年の郡上市合併までの間、九つの地元自治会から貸付料を徴収して下川財産区特別会計の歳入として下川財産区の直有林管理費として使用してこられたということでございます。貸付料金の算出根拠は、財産区設立後54年を経過しているため定かではないということですが、旧美並村では旧下川村有林であった当時の貸付料金を承継して徴収を行っており、平成16年に郡上市合併に伴って徴収をやめるまでの間、料金を変更していなかったということでございます。年間の貸付料は、九つの自治会で合計2万4,370円と少額であり、算出根拠は不明であるため、郡上市合併を機に郡上市としては、郡上市になってからですが、徴収をしないこととし、平成16年から徴収をしていないということでございます。

また、貸付林を公共事業等で売却する場合は、下川財産区土地に関する規則に基づき売却金額の8割を自治会に還元してこられたということです。これは、貸付林は旧来の部落有林であり、実態は自治会が管理していることによるといったことございまして、自治会会計の歳入として処理をされてこられたということでございます。売却金額の残りの2割については、下川財産区特別会計の歳入として財産区処分に関する事務経費や直営林の管理費として使用してこられたということでございます。

そして、その下のところで、貸付林の認可地縁団体への移管について若干触れてございます。ここも読み上げさせていただきますが、郡上市では行政改革の一環として、公の施設の見直しを進めており、市が所有している各地区の集会施設についても、各自治会へ移管することを進めております。これまで集会施設の土地等について、法人格を有さない自治会は自治会名義で不動産登記ができないため、郡上市合併前の町村においては、自治会所有の不動産を暫定的に町村名義で登記をしていた経緯があると。また、財産区以外の自治会所有の山林等についても、そのような町村名義で登記をしていた事例もあるということでございます。郡上市では、今回の公の施設の見直しに当たり、もともと自治会所有であった自治会名義で登記できなかったために市の名義となっている不動産は、市から自治会へ移管するということとしまして、自治会が認可地縁団体として法人格を取得された場合は、自治会名義で所有権を登記するという形で方針を出してきておるということから、下川財産区の貸付林につきましても、もともと自治会所有といった経緯から、過去に制度的な経緯があつて下川財産区運営となっているもの

の、過去から現在に至るまでに地元自治会で管理されていることから、今回九つの自治会に移管をしたいといった流れになってございます。

というような背景の中で取り組みがなされておりました、4ページ以降ですが、江戸時代から明治、それから大正という時の変遷の中で、美並村史の中でもこの辺の取り扱いについて記述が残っており、実質そういう名義のもとで使い勝手のところは地元の方にゆだねられてきたという経緯から、今回無償譲渡というような取り組みをさせていただくものでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

**議長（美谷添 生君）** お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第120号については、総務常任委員会に付託して審査したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第120号は総務常任委員会に付託して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま総務常任委員会に付託しました議案第120号については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月23日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第120号については、3月23日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることに決定しました。

先ほどの議案第118号の提案の説明の折に誤りがあったようでございますので、発言を求められておりますので、許可をいたします。

日置市長。

**市長（日置敏明君）** 先ほど議案第118号につきまして、松井公室長から辺地総合整備計画の変更につきまして、11の辺地に係る計画の見直しに関して議決を求めるものであるという説明がございました。一方、私、午前中の概要説明の方で、市内の12辺地における計画の内容を見直すものでありますというふうに説明をいたしました。議会の議決を求める計画の見直しは11辺地でございますので、午前中の私の発言を訂正させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

---

#### 議案第121号について（提案説明・委員会付託）

**議長（美谷添 生君）** 日程119、議案第121号 産業廃棄物埋立処分妨害禁止等調停事件に係る調停についてについてを議題といたします。

説明を求めます。

大林市民環境部長。

市民環境部長（大林茂夫君） 議案第121号について説明をさせていただきます。

議案第121号 産業廃棄物埋立処分妨害禁止等調停事件に係る調停について。

郡上簡易裁判所平成20年（ノ）第5号産業廃棄物埋立処分妨害禁止等調停事件に関し調停を成立させることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

この案件につきましては、平成20年の8月20日に、申立人、株式会社クリーンアースから調停の申し立てがありまして、以降、9月24日、第1回目を初めとして、2回目、11月12日、3回目、12月24日、それから4回目が2月12日、計4回の調停に当たりまして内容について合意をしたということで、今回この案件、調停条項について提案をさせていただきます、議会の議決を求めるものでございますので、よろしくお願いをいたします。

1. 申し立ての概要、申立人、株式会社クリーンアース。相手方がひるがの自治会及び郡上市。申し立ての趣旨、1番目に、相手方ひるがの自治会は、申立人が別紙物件目録記載の土地に設置した安定型最終処分場に埋め立て処分することを妨害してはならない。二つ目に、相手方郡上市は、前項の埋め立て処分について、不適正処理及び妨害がいずれもなされることのないように必要な対策を講ずること。

調停条項については別紙のとおりということで、1枚はねていただきまして、別紙、調停条項（案）ということで全18項目についての項目があります。

ちょっと簡単に説明をいたしますが、まず1番目には、この処分場への埋め立てをする廃棄物の処理、内容についての記載でございます。特に金属くずについては、中段にありますが、原則としては持ち込まないと。ただし、どうしても分別ができない部分はやむを得ないというところで、自動車等破砕物及び金属くず単体を除くということで、単体では金属くずは入れないということで1番目の項目でございます。

それから2番目に、自治会と郡上市が処分場にいつでも立ち入れると、見聞を求めることができ、申立人はこれに応じるということでございます。

それで3番目に、予定の搬入日及び搬入量の報告を求め、それに対して把握している項目について一切応じるということでございます。

それから3番目の(2)搬入量及び搬入日についての実績について報告を求めると、相手はこれに応じるということでございます。

それから三つ目に、県外排出事業者について県に届け出た場合、出てきたものはすべて速やかに郡上市に報告をするということでございます。

それから4の1で、処分場における作業は、原則として午前8時から午後5時、日曜・祭日

は作業を行わないという項目でございます。

次のページへ行きまして、(2)県その他の行政官署からの指導、要請に基づく場合は適用しないものです。

5番目に、沈砂機能を有する既設の調整池を利用して、河川に泥水等の流出をしないという項目です。

それから6番目に、水質検査を行うということで、(1)既設2ヵ所の井戸及び既設の調整池の放流口を利用して水質の検査を行うと。これは法律に基づいて実施をします。

それから2番目に、その水質の結果について報告をするということでございます。

それから6の三つ目で、水質の検査の結果が適合しない、いわゆる規定よりも悪い場合には、速やかに搬入を停止し、その原因を究明すると。対策を講じて再度水質の検査をした上で、適合していることが確認できた後に初めて搬入を開始するという項目でございます。

それから7番目に、市が適正な維持管理をなされるように命令、指導、監督を行うという規定であります。

それから、8番目に交通安全確保ですし、9番目は処分場周辺の道路を汚さないという内容であります。

それから10項目めですが、これにつきましては、生活環境に保全上支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められるときはということで、被害が予想される場合には、速やかにその支障の除去等の措置を講ずるとともに本件処分場周辺住民の健康や生活環境に被害をもたらした場合は全面的に補償を行うという規定でございます。

それから11番目に、これは処分場への生活排水の流入が予想されるということで、それを防止するために申立人の費用で排水設備を設置するというところでございます。

それから12番目に、処分場を第三者に譲渡する場合、また株式の譲渡、現在は青木商店が100%株を持ってありますが、これを第三者に譲渡する場合には、事前に自治会、また市と協議をするということと、また、なお書きで、譲渡の場合は、この調停条項を譲渡人に引き継ぐということで譲渡契約書に明記をするというふうに項目を入れております。

それから13番目は、長々と書いてありますが、基本的に埋立地の面積と、それから埋立容量を増加しないということでございます。ただし、埋め立ての状況に応じて軽微な変更はその限りではないというような項目でございます。基本的には増加をしない、ふやさないということになっています。

それから14項目めの1で、処分場の埋め立ての期限を平成30年、10年間ということで定めてあります。

それから2番目に、毎年、法律で残余の埋立容量を測定するようになってはいますが、それを

報告するという規定をしております。

それから3番目に、1号の10年間で埋め立てができない場合には、協議の上で改めて埋立終了日を協議して定めるということにしております。

それから15項目で、処分場の設置許可、それから産業廃棄物処分業許可の内容を変更する場合は、事前にひるがの自治会と市と協議をする。

16項目では、市長と申立人が調停成立後、速やかに自然環境保護条例の第8条に基づく自然環境保護協定を締結するという項目であります。

17番目に、疑義が生じた場合は、お互いに協議を申し入れるという項目でございます。

あと18項目めに、調停費用は各自の負担とするということです。

別記で、2筆がこの処分場の場所ということで明記がしてあります。

以上、18項目の調停条項について今回の提案とさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

**議長（美谷添 生君）** お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第121号については、文教民生常任委員会に付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第121号は文教民生常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま文教民生常任委員会に付託しました議案第121号については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月23日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第121号については、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

---

#### 議案第122号について（提案説明・委員会付託）

**議長（美谷添 生君）** 日程120、議案第122号 市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

井上建設部長。

**建設部長（井上保彦君）** それでは、市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案第122号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求

める。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号が2-0172、路線名、剣72号線、区間が起点、郡上市大和町剣字中矢田、終点が同じく郡上市大和町剣字中矢田でございます。

詳細につきましては、2枚おめくりをいただきまして、参考資料の1ページ、2ページをござらんいただきたいと思います。

場所につきましては、大和町の大和中学校の北側でございます。本路線につきましては、民間の業者によりまして宅地分譲が行われまして、この構内の道路でございますけれども、これにつきましては市道編入の申請がございまして、審査をいたしましたところ、道路構造、規格等、市道編入に関する要件に適合していることから、今回認定をお願いするものでございます。

なお、道路延長につきましては53.9メートルでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**議長（美谷添 生君）** お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第122号については、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第122号は産業建設常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま産業建設常任委員会に付託しました議案第122号については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月23日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（美谷添 生君）** 異議なしと認めます。よって、議案第122号については、3月23日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

---

#### 報告第2号について（報告）

**議長（美谷添 生君）** 日程121、報告第2号 平成21年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画についてを議題といたします。

報告を求めます。

井上建設部長。

**建設部長（井上保彦君）** それでは、平成21年度郡上市土地開発公社の予算、事業計画について報告を申し上げます。

報告第2号 平成21年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成21年度郡上市土地開発公社予算並びに事

業計画について報告があったので、次のとおり報告する。平成21年3月2日提出、郡上市長日置敏明。

2ページめくっていただきたいと思います。資料の1ページでございます。

平成21年度郡上市土地開発公社予算及び事業計画でございます。

第1条で、平成21年度郡上市土地開発公社の予算は、次に定めるところとするということで、業務の予定量でございますが、区分といたしまして、公有地売却事業で、事業量が6,005.41平米、金額が1億9,664万6,000円。これにつきましては、156号の、いわゆる大和改良の買収してある部分でございますが、公社から国土交通省へ売却するという予定のものでございます。20筆ございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出でございますが、まず収入の方でございますが、事業収益で公有地取得事業収益1億9,664万6,000円、事業外収益で受取利息2,000円。

支出の部でございますが、事業原価で公有地取得事業原価1億9,664万6,000円、販売費及び一般管理費で2,000円でございます。

続きまして3ページ、資本的収入及び支出でございますが、収入、資本的収入で長期借入金9,000万円。

支出でございますが、資本的支出で2億8,664万6,000円。内訳といたしまして、公有地取得事業費103万円、これは支払い利息でございます。借入金償還金が2億8,561万6,000円。

5条といたしまして、長期借入金の限度額は9,000万円と定めるところでございます。

続きまして4ページ、5ページにつきましては、ただいま説明いたしましたものでございますので、省略をさせていただきます。

続きまして6ページをごらんいただきたいと思います。

平成21年度郡上市土地開発公社資金計画でございます。

資金計画は、次のとおりとする。

当年度の予算のみ申し上げたいと思います。

受入資金2億8,736万5,000円、内訳といたしまして、公有地取得事業収益1億9,664万6,000円、事業外収益2,000円、長期借入金9,000万、前年度繰越金71万7,000円。支払い資金2億8,664万8,000円、内訳といたしまして、販売費及び一般管理費で2,000円、公有地取得事業費103万円、借入金償還金が2億8,561万6,000円。差し引き71万7,000円でございます。

続きまして7ページでございますが、20年度の土地開発公社の予定の損益計算書でございます。

まず、事業収益で公有地取得事業収益1億6,800万円、2番目で公有地取得事業原価が1億

6,800万円、事業総利益はゼロでございます。次は4番目で事業外収益、受取利息1万9,000円、続きまして事業外費用はゼロでございます。経常利益が1万9,000円、当期の純利益が1万9,000円、当期利益1万9,000円でございます。

続きまして8ページでございますが、平成20年度の土地開発公社の予定の貸借対照表でございます。

まず、資産の部ですが、流動資産といたしまして、現金及び預金71万7,000円、公有用地が1億4,961万2,000円、流動資産合計が1億5,032万9000円。固定資産につきましては、投資その他の資産のところで、長期定期預金500万円、固定資産合計が500万円。資産合計で1億5,552万9,000円。

続きまして負債の部でございますが、固定負債、長期借入金1億4,961万2,000円、固定負債計が1億4,961万2,000円。

資本の部ですけれども、基本金で基本財産500万円、基本金合計が500万円。次、準備金でございますが、前期繰越準備金が69万8,000円、当期利益でございますが1万9,000円、準備金合計が71万7,000円。資本合計571万7,000円、負債資本合計で1億5,532万9,000円とてなっております。以上でございます。

**議長（美谷添 生君）** 以上で報告第2号を終了します。

---

### 報告第3号について（報告）

**議長（美谷添 生君）** 日程122、報告第3号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

山田総務部長。

**総務部長（山田訓男君）** 報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成21年3月2日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、専決の第11号ということで扱ってございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分するというので、一つ目に和解の内容でございます。

平成21年1月14日午前7時45分ごろ、郡上市大和町落部地内、市道落部線において、自宅庭の坂道をバックで市道に出てきた相手方軽トラックが、走行中のスクールバス右後輪付近に衝突した。市は示談により損害を賠償するというので、なおこれは内容的には市の過失は1割、

相手方9割ということで、1割分に相当するものでございます。

2に、相手方がここに書いております。

それから賠償の額ですが、1万6,859円ということで定めたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（美谷添 生君）** 以上で報告第3号を終了します。

---

#### 議報告第1号について

**議長（美谷添 生君）** 日程123、議報告第1号 中間報告について（過疎・辺地総合対策特別委員会の視察研修報告）についてを議題といたします。

議会閉会中に開催されました過疎・辺地総合対策特別委員会の視察研修結果について、別紙のとおり報告がありましたので、お目通しいただきたいと思います。

---

#### 議報告第2号について

**議長（美谷添 生君）** 日程124、議報告第2号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえます。

---

#### 議報告第3号について

**議長（美谷添 生君）** 日程125、議報告第3号 諸般の報告について。

定期監査の結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

2月23日までに受理しました陳情・要望は、お手元に配付しました要望文書表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたしましたので、報告します。

---

#### 散会の宣告

**議長（美谷添 生君）** 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重に御審議をいただき、ありがとうございました。本日はこれで散会いたします。御苦労さんでした。

（午後 4時59分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 美谷添 生

郡上市議会議員 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 森 藤 雅 毅

# 議 案 付 託 表

平成21年第2回郡上市議会定例会（3月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総 務 委 員 会 任 務 委 員 会	第 8 号	郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	第 9 号	郡上市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
	第 10号	郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
	第 11号	郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
	第 12号	市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について
	第 13号	教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について
	第 14号	郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
	第 15号	郡上市史編さんに関する条例の一部を改正する条例について
	第 16号	郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
	第 17号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 18号	郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について
	第 19号	郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 20号	郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について
	第 21号	郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
	第 22号	郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
	第 23号	郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
	第 24号	郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
	第 25号	郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
	第 26号	郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

委員会	議案番号	件名
総務委員会	第27号	郡上市公民館条例の一部を改正する条例について
	第28号	郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
	第29号	郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について
	第30号	郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第49号	平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
	第50号	平成21年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
	第51号	平成21年度郡上市宅地開発特別会計予算について
	第53号	平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
	第55号	平成21年度郡上市大和財産区特別会計予算について
	第56号	平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
	第57号	平成21年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
	第58号	平成21年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
	第59号	平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
	第60号	平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
	第61号	平成21年度郡上市下川財産区特別会計予算について
	第62号	平成21年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
	第63号	平成21年度郡上市和良財産区特別会計予算について
	第117号	過疎地域自立促進計画の変更について
	第118号	辺地総合整備計画の変更について
	第119号	旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて
第120号	財産の無償譲渡について（下川財産区の財産）	

委員会	議案番号	件名
産業建設 常任 委員会	第18号	郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について
	第19号	郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第20号	郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について
	第45号	平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
	第46号	平成21年度郡上市下水道事業特別会計予算について
	第64号	平成21年度郡上市水道事業会計予算について
	第66号	郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
	第67号	郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
	第68号	郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について
	第69号	郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
	第70号	郡上市白鳥ふれあい農園の指定管理者の指定について
	第71号	郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
	第72号	郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について
	第73号	郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について
	第74号	郡上市高鷲ふれあい農園の指定管理者の指定について
	第75号	郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について
	第76号	郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
	第77号	郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について
第78号	郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について	

委員会	議案番号	件名
産業建設 常任 委員会	第79号	郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
	第80号	郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
	第81号	郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
	第82号	郡上市八幡林業センターの指定管理者の指定について
	第83号	郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について
	第84号	郡上市八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について
	第85号	郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について
	第86号	郡上市白鳥道の駅施設の指定管理者の指定について
	第87号	郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
	第88号	郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について
	第89号	郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定について
	第90号	郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理者の指定について
	第91号	郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定について
	第92号	郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
	第93号	郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
	第94号	郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
	第95号	郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
	第96号	郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について
第97号	郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定について	
第98号	郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について	

委員会	議案番号	件名
産業建設 常任 委員会	第99号	郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
	第100号	郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について
	第101号	郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
	第102号	郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
	第122号	市道路線の認定について
文教民生 常任 委員会	第21号	郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
	第22号	郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
	第23号	郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
	第24号	郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
	第25号	郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
	第26号	郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	第27号	郡上市公民館条例の一部を改正する条例について
	第28号	郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
	第29号	郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について
	第30号	郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第43号	平成21年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
	第44号	平成21年度郡上市老人保健特別会計予算について
	第47号	平成21年度郡上市介護保険特別会計予算について
	第48号	平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
	第52号	平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
第54号	平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について	

委員会	議案番号	件名
文教民生 常任 委員会	第65号	平成21年度郡上市病院事業等会計予算について
	第103号	ウイングハウスの指定管理者の指定について
	第104号	みずほ園の指定管理者の指定について
	第105号	フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
	第106号	郡上市高鷲福祉交流センターの指定管理者の指定について
	第107号	すみれ作業所の指定管理者の指定について
	第108号	郡上市八幡デイサービスセンターの指定管理者の指定について
	第109号	郡上市八幡おなび生きがいセンターの指定管理者の指定について
	第110号	郡上市大和保健福祉センターやまつつじの指定管理者の指定について
	第111号	郡上市白鳥デイサービスセンターの指定管理者の指定について
	第112号	郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山の指定管理者の指定について
	第113号	郡上市白鳥東部デイサービスセンターの指定管理者の指定について
	第114号	郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑の指定管理者の指定について
	第115号	郡上市美並健康福祉センターさつき苑の指定管理者の指定について
	第116号	郡上市明宝デイサービスセンターの指定管理者の指定について
第121号	産業廃棄物埋立処分妨害禁止等調停事件に係る調停について	
予算特別 委員会	第42号	平成21年度郡上市一般会計予算について

## 請願・陳情・要望 文書表

平成21年第2回郡上市議会定例会（3月定例）

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名 及 び 要 旨	要望者の住所及び氏名	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
要望  1	平成21年  2月23日	<p>件名：岐阜地方法務局八幡支局の存続を求める旨の意見書の採択について</p> <p>要旨：別紙写しのとおり</p>	<p>郡上市自治会連合会 会長 石神 鈿 郡上市商工会長 白田 和博</p>	——	総 務 常 任 委 員 会